

歴史的建造物の保存等検討会資料

- 1 将来構想について（平成 21 年 3 月付）
- 2 将来構想について（平成 21 年 6 月付）
- 3 東京都三弁護士会の要請書
- 4 東京都近代和風建築（東京都教育委員会）
- 5 人権の森と緑のしおり（小冊子）
- 6 全生園の隠れた史蹟めぐり（緑）
- 7 人権の森と史蹟めぐり（茶）
- 8 多磨全生園を歩く（東村山市と自治会が発行）

2013 年 1 月 15 日

多磨全生園入所者自治会

多磨全生園将来構想検討委員会構成

自治会（執行委員）

佐川 修（会長）
志田 疆（副会長）
若間 克己（総務）
倉橋 敏夫（医療）
山田 欣作（生活）
藤田 謹三（経理）
吉野 文登（書記室）

地区寮長代表

北島 長保（一般夫婦寮）
国本 美代子（一般夫婦寮）
小林 幸栄（一般独身寮）
富岡 克行（一般独身寮）
松本 進（第1センター）
小林 麗子（第1センター）
山口 町雄（第3東センター）
瀬瀬 稔（第3西センター）
町田 桂子（第3西センター）

施 設

松谷 有希雄（園長）
田辺 清勝（副園長）
斉藤 公良（事務部長）
羽生 美恵（看護部長）
境 修二（庶務課長）
小宮 英美（会計課長）
塚田 悦啓（福祉課長）
阿久津 徳男（庶務課長補佐）
宇野 公男（歯科医長）
石川 英子（看護副部長）
中村 保（医療社会事業専門職）
石戸谷 伸一（全医労全生園支部長）
樋口 律子
（全医労全生園支部事務局長）

支援団体

渡部 尚 (東村山市長)
諸田 壽一郎 (東村山市政策室長)
折笠 広樹 (東村山市緑を守る市民協議会事務局長)
細渕 一男 (NPO東村山活き生きまちづくり会長)
江藤 佳子 (NPO東村山活き生きまちづくり一人権の森委員会)
八重樫 信之 (首都圏市民の会代表)
酒井 義一 (首都圏市民の会事務局長)
関口 昭八 (東村山身体障害者連絡協議会会長)
小林 良広 (障害者と家族の生活と権利を守る都民連絡協議会会長)
市橋 博 (障害者と家族の生活と権利を守る都民連絡協議会事務局長)
澁沢 栄一郎 (三多摩肢体障害者連絡協議会会長)
河邑 晶子 (三多摩肢体障害者連絡協議会事務局長)
山城 正安 (東日本退所者の会)
白坂 正治 (東日本退所者の会)
小松 恭子 (全生園の明日をともに考える会代表)
佐々木 常子 (全生園の明日をともに考える会事務局長)
森元 美代治 (IDEA JAPAN 理事長)
柴田 すい子 (IDEA JAPAN 理事)

多磨全生園の将来構想をすすめる国会議員懇談会

衆議院 (選挙区)			○小宮山 洋子	民主
○菅 直人 (18区)	民主	長妻 昭		民主
○松本 洋平 (19区)	自民			
○木原 誠二 (20区)	自民	参議院 (選挙区・東京)		
○小川 友一 (21区)	自民	小川 敏夫	民主	
伊藤 達也 (22区)	自民	蓮 舫	民主	
伊藤 公介 (23区)	自民	○川田 龍平	無所属	
萩生田 光一 (24区)	自民			
○井上 信治 (25区)	自民	参議院 (比例区)		
		○小池 晃	共産	
衆議院 (比例区)		浜四津 敏子	公明	
○清水 清一郎	自民			
○加藤 公一	民主			

2009年3月27日

各 位

多磨全生園将来構想検討委員会
多磨全生園入所者自治会

『将来構想』の検討にあたって

多磨全生園は今年9月28日に開園100周年を迎えます。1943（昭和18）年3月には1,518名、1955（昭和30年）でも1,204名いた入所者数が、3月18日現在299名と大幅に減少し、平均年齢は80歳。開園以来の物故者数は4,063名に達しました。

明治、大正、昭和、平成と1世紀にわたる日本のハンセン病施策は私たちにとっては筆舌に尽くし難い思いがありますが、最近10数年の状況は日本のハンセン病事情を180度転換するほどの大変化を遂げました。

1993（平成5）年の高松宮記念ハンセン病資料館開設を契機として、1996（平成8）年のらい予防法廃止、2001（平成13）年のらい予防法違憲国賠訴訟熊本判決、さらに全国から集まった93万筆余りの署名簿を受けて、2008（平成20）年6月衆・参両院において「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」（ハンセン病問題基本法）が全会一致で可決・成立し、4月1日より施行されることになりました。

これは全療協58年間の戦いの積み重ねと原告団、弁護団の必死のたたかい、国会議員や地元自治体のご理解と協力、多数の支援団体、市民団体の後押しなどによって勝ち取った成果だと思えます。黒川温泉の宿泊拒否事件など不幸な事態もありましたが、国民の間にハンセン病に対する理解と人権問題への関心が徐々に広がり、根づいてきた証しだと思います。これら社会情勢の変化と終焉間近といわれる日本のハンセン病事情を念頭に置いて、多磨全生園将来構想の検討をよろしくお願い申し上げます。

多磨全生園の将来構想

1. 医療、看護、介護の確保と生活環境の改善

全生園の入所者数は 299 名（3 月 18 日現在）、平均年齢も 80 歳を超え、不自由度化が進み、体力も減退し、思考力も日ごとに薄れています。

10 年後には 100 名前後となり、20 年後には 10 名前後になると予測されます。そういう中で、私たちが恐れることは、入所者減による職員の定員減で入所者に対する対応がおろそかになるのではないかと心配されます。高齢で知覚麻痺があり、3 重、4 重の合併症を持つハンセン病の特殊性を関係者は認識して職員の定員削減をやめてほしい。入所者が最後まで医療、看護、介護を十分に受けられ、安心して生活できる環境を整備して頂きたい。これが私たちの将来構想第 1 の要望です。現実の問題ですが、将来につながる重大な問題です。

これは全療協の最重点要求項目で全支部共通の問題ですが、多磨支部のアンケートでも会員が最も望んでいる件です。

2. 人権の森構想

地球温暖化の影響で CO₂（二酸化炭素）が問題視され、樹木の大切さが論じられておりますが、全生園では開院当時から植樹が行われておりました。1948（昭和 23）年には緑化委員会が設置され、入所者による寄付金で様々な植樹活動が行われました。戦後の混乱した社会情勢の中で、会は自然解消の状況でしたが、折

に触れ植樹は続けられてきました。

自用費制度で生活環境が一段落した 1971（昭和 46）年、自治会は再度緑化委員会を設置し、矢嶋公園、新井公園、けやきの丘、一人一木運動、県木の森、成田庭園、森林浴道、大西通り、村上梅林、桜公園、などを次々と造成し、管理してきました。

宮崎駿監督の提案で、全生園の 3 万本の樹木とともに、史蹟建造物（山吹舎、望郷の丘、永代神社、旧図書館など）を保存し、ハンセン病の歴史を後世に伝えよう。資料館、納骨堂、ハンセン病研究センターを含めた全生園全体をハンセン病記念公園「人権の森」として残そう！と、2002（平成 14）年に「人権の森構想」を立ち上げました。

東村山市議会も賛同の決議をし、自治会と市関係者が厚労省に要請、また市長、議長も要請書を手渡して下さいました。東村山市緑を守る市民協議会も支援をして下さり、毎年秋の緑の祭典は全生園で開催してくれます。

また、昨年 2 月に発足した NPO 東村山活き生きまちづくりも事業の一つとして「人権の森委員会」をつくり、いろいろな面で支援、協力をして下さっております。

その他多くの市民が『隠れた史跡めぐり』をしたり、花や樹木を眺め、小鳥の声を聞くための散歩に訪れております。

『人権の森構想』の実現は私たちの将来構想の第 2 の重要事項です。以上 2 点は運動を継続しておりますが、全生園の将来構想として再確認いたしたいと思います。

●地域との共生、解放に向けて●

ハンセン病問題基本法は、今後のハンセン病政策を遂行する上で、国が順守すべき基本原則を法制化したものです。内容の主な点は厚労省副大臣と統一交渉団（全原協、全療協、弁護団）の間で大方合意されております。

基本法の中で私たちが特に注目しているのは 12 条です。『第 12 条 国は入所者の生活環境が地域社会から孤立することのないようにする等入所者の良好な生活環境の確保を図るため、国立ハンセン病療養所の土地、建物、設備などを地方公共団体または地域住民などの利用に供するなど必要な措置を講ずることができる。 2 国は、前項の措置を講ずるにあたっては入所者の意見を尊重しなければならない。』

12 条はハンセン病療養所を地域社会に解放し共生することを可能にしたものです。また共生することによって入所者の孤立化や、職員の定員減を防ぎ、医療、看護、介護を維持するための効果もあると思われております。しかし各園にはそれぞれの特殊性があり、地域住民の要望は何か、予算はどこから出るのか、入所者の同意は得られるのかなど問題が多々ありますので、これらを念頭に置いて検討をして頂きたいと思っております。

2009年6月15日

衆議院議員

菅 直 人 様

多磨全生園入所者自治会

会 長 佐川 修

多磨全生園の将来構想

1. 医療、看護、介護の確保と生活環境の改善

全生園の入所者数は299名（3月18日現在）、平均年齢も80歳を超え、不自由度化が進み、体力も減退し、思考力も日ごとに薄れています。

10年後には100名前後となり、20年後には10名前後になると予測されます。そういう中で、私たちが恐れることは、入所者減による職員の定員減で入所者に対する対応がおろそかになるのではないかと心配されます。高齢で知覚麻痺があり、3重、4重の合併症を持つハンセン病の特殊性を関係者は認識して職員の定員削減をやめてほしい。入所者が最後まで医療、看護、介護を十分に受けられ、安心して生活できる環境を整備して頂きたい。これが私たちの将来構想第1の要望です。現実の問題ですが、将来につながる重大な問題です。

これは全療協の最重点要求項目で全支部共通の問題ですが、多磨支部のアンケートでも会員が最も望んでいる件です。

2. 人権の森構想

地球温暖化の影響で CO2（二酸化炭素）が問題視され、樹木の大切さが論じられておりますが、全生園では開院当時から植樹が行われておりました。1948（昭和 23）年には緑化委員会が設置され、入所者による寄付金で様々な植樹活動が行われました。戦後の混乱した社会情勢の中で、会は自然解消の状況でしたが、折に触れ植樹は続けられてきました。

自用費制度で生活環境が一段落した 1971（昭和 46）年、自治会は再度緑化委員会を設置し、矢嶋公園、新井公園、けやきの丘、一人一木運動、県木の森、成田庭園、森林浴道、大西通り、村上梅林、桜公園、などを次々と造成し、管理してきました。

宮崎駿監督の提案で、全生園の 3 万本の樹木とともに、史蹟建造物（山吹舎、望郷の丘、永代神社、旧図書館など）を保存し、ハンセン病の歴史を後世に伝えよう。資料館、納骨堂、ハンセン病研究センターを含めた全生園全体をハンセン病記念公園「人権の森」として残そう！と、2002（平成 14）年に「人権の森構想」を立ち上げました。

東村山市議会も賛同の決議をし、自治会と市関係者が厚労省に要請、また市長、議長も要請書を手渡して下さいました。東村山市緑を守る市民協議会も支援をして下さり、毎年秋の緑の祭典は全生園で開催してくれます。

また、昨年 2 月に発足した NPO 東村山活き生きまちづくりも事業の一つとして「人権の森委員会」をつくり、いろいろな面で支援、協力をして下さっております。

昨年 9 月 1 日に来園された東京の三弁護士会も全生園の「人権の森構想」に関連する要望書（別紙）を舛添要一厚生労働大臣、石原慎太郎東京都知事、渡部尚東村山市長に提出して下さいました。

その他多くの市民が『隠れた史跡めぐり』をしたり、花や樹木を眺め、小鳥の声を聞くための散歩に訪れております。

『人権の森構想』の実現は私たちの将来構想の第 2 の重要事項です。以上 2 点は運動を継続しておりますが、全生園の将来構想ですのでご支援ください。

検討事項 市内某保育園よりの要望について

昨年、東村山市内の某保育園の園長が来園し、松谷園長と佐川自治会長に次のような要望がありました。

「私たちの保育園は0歳から5歳までの幼児106名を預かっています。3階建ての園舎は古くて危なくて建て替えの必要が迫られています。人口15万の東村山市ですが、保育所が足りず、多くの子供が保育所へ入れない現状です。それで、基本法を生かして、全生園の中に保育所を建てさせてほしい。土地さえ貸して頂ければ建築費用はすべて自分たちで工面します。また、新保育所の建物が完成したら、全生園の職員保育所の児童は優先的に受け入れます。保母さんたちも全員私たちの保育園で引き受けます。」
○
というものです。

施設では「土地を貸す場合は公募しなければいけない」と言っております。

基本法を活かした将来構想の一つとして、厚生省令、多磨全生園の指針(別紙)に基づいて実現に向けて検討を進めております。
○

御支援をお願い申し上げます。

2009年3月19日

厚生労働大臣

舩添要一 殿

東京都知事

石原慎太郎 殿

東村山市長

渡部 尚 殿

東京弁護士会

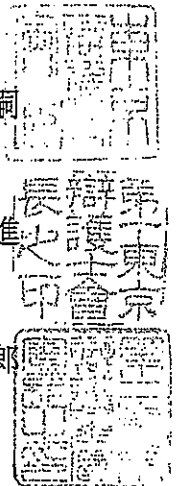
会長 山本 剛 嗣

第一東京弁護士会

会長 村 越 進

第二東京弁護士会

会長 庭 山 正一郎



ハンセン病療養所多磨全生園に関連する施設及び自然環境保全に対する要望書

要 望 の 趣 旨

- 1 国は、国立ハンセン病療養所多磨全生園内の歴史的建造物等の施設、森林及び緑地の現状を調査のうえ、将来にわたりこれらを維持保全するため、予算措置を含む必要な措置をとられたい。
- 2 東京都及び東村山市は、同園内の歴史的建造物等の施設、森林及び緑地の維持保全につき国と協力するとともに、人権教育、歴史教育の場として同園の利用を推進されたい。

理 由

2008年6月11日に成立したハンセン病問題の解決の促進に関する法律（通称「ハンセン病問題基本法」）は、過去における誤ったハンセン病対策がハンセン病患者であった人々にもたらした甚大な被害の回復と差別・偏見の除去、名

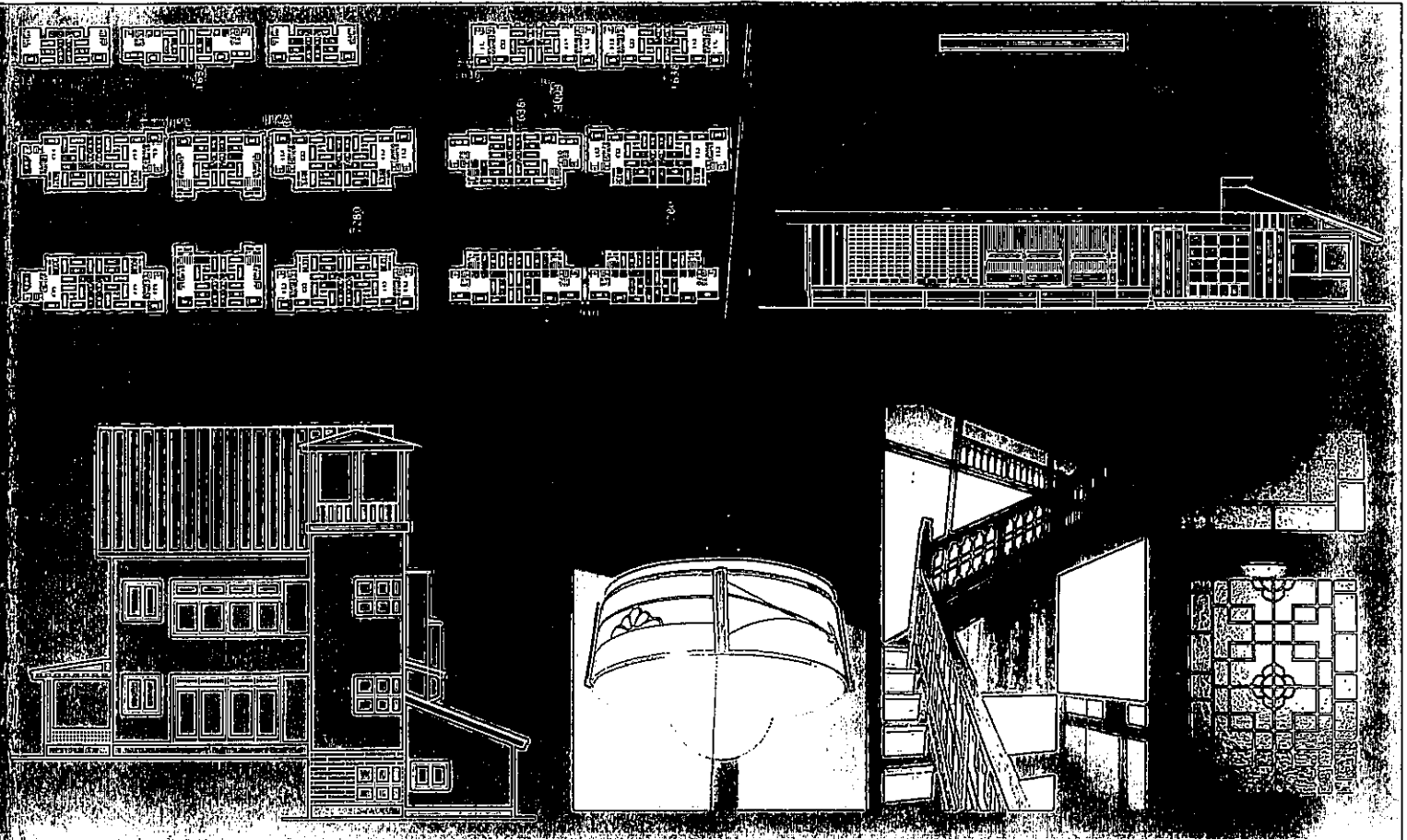
誉回復等を基本理念とした施策の実施を求めています。このうち、国立ハンセン病療養所入所者に対しては、その生活環境と医療体制を整備するだけでなく、療養所の土地及び施設を地方公共団体あるいは住民等の利用に供する等の措置を講じることができるとされています（法第7条）。

東京都においては東村山市に国立ハンセン病療養所多磨全生園が設置されていますが、同園は1909年に国のハンセン病対策の開始とともに設置され、過去に多数のハンセン病患者を収容してきた歴史を有しています。同園内には、復元された旧山吹舎（昭和3年建築独身男子用共同住宅）、百合・若竹舎（昭和28年建築少年少女寮）等の多数の歴史的建造物や開設以来の物故者が眠る納骨堂が存在しているほか、敷地内に国立ハンセン病資料館を併設しています。また、同園内の森林及び緑地は収容された入所者自らが長年にわたり植樹・緑化に取り組み、環境の維持保全に努めてきたものです。このように同園は多数の入所者にとっての生活と医療を保障する場であるとともに、過去の国のハンセン病対策の歴史を学ぶための重要な歴史的施設となっていることから、東京都内の小中高等学校等の生徒や学生、市民にとって貴重な人権教育の場としての意義をも有しています。

しかるところ、現在、同園の入所者の減少と高齢化により、入所者及び自治会の努力による療養所内の歴史的建造物等の施設、森林及び緑地の維持保全は困難となっており、将来にわたり同園の施設と環境を存続するためには、関係諸機関が予算措置を含む対策を実施することが急務となっています。すでに、同園の入所者自治会は同園の歴史的建造物等の施設、森林及び緑地を「国立ハンセン病記念公園」または「人権の森」として永久に保存する構想を発表していますが、同園設置100周年に当たる本年、その具体化はまさに時宜を得たものといえます。

そこで、私たち東京三弁護士会は、同園の設置者である国が同園の歴史的建造物等の施設、森林及び緑地の現状を調査のうえ、予算措置等を含め将来にわたりこれらを維持保全するための必要な措置をとること、また、同園の所在自治体である東京都と東村山市が同園の歴史的建造物等の施設、森林及び緑地の維持保全につき国と協力するとともに、人権教育、歴史教育の場として同園の利用を積極的に推進することを、それぞれ要望するものです。

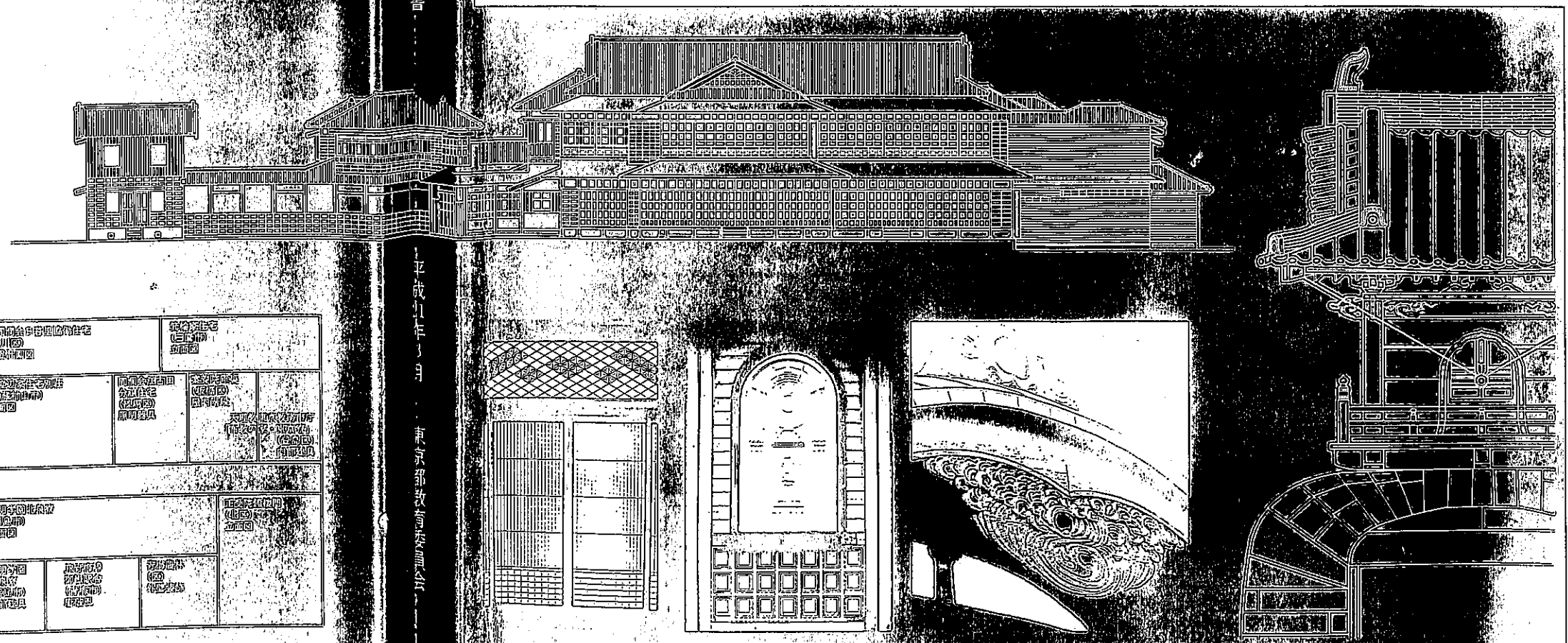
以 上



東京都の近代和風建築

東京都近代和風建築総合調査報告書

平成21年3月 東京都教育委員会



東京都教育委員会 （調査）		東京都教育委員会 （調査）	
調査対象 （調査）	調査対象 （調査）	調査対象 （調査）	調査対象 （調査）
調査対象 （調査）		調査対象 （調査）	
調査対象 （調査）	調査対象 （調査）	調査対象 （調査）	調査対象 （調査）

Ⅲ-74 全生園図書館

所在地	東村山市青葉町	用途	図書館、ハンセン病療養所
構造概要	木造平屋建、切妻造、スレート葺	建築年	昭和11年(1936)
設計者		施工者	
備考			

旧来は図書館であったが、現在は、玄関を中心にして右側（東）が美容院、左側（西）が理髪院として使われている。正面外観は中央に車寄せ風の玄関、左右両端に同型の妻面をみせ、左右対称風の建物である。屋根が波型のスレート葺、壁が南京下見（アメリカ下見、イギリス下見）板張で、洋風の外観である。窓には近年の改造によるアルミサッシが納まるが、当初は木製であった。

「創立50周年記念誌」（国立療養所多磨全生園、1959、22p）に、昭和12年竣工当時の旧図書館が掲載されている。白黒写真ではあるが、下見板と軸組部材に濃淡の差が認められ、現在の外壁は塗り直されているものと考えられる。また、屋根は瓦葺とも見られる。

本遺構は昭和11年（1936）の建築である。建物は上野の博覧会の旧材が用いられたといわれている。直前の博覧会は1930年の「海と空の博覧会」であるが、この博覧会かどうかは確証がない。また、この年に旧帝室博物館の解体材の払い下げを受けているので、その材を使用したとも考えられる。いずれにしても旧材の使用に関しては、今後、詳細な部材調査と資料の検討が必要であろう。

一見、左右対称の形をしているように思われるのであるが、西側の方が広く設計されている。したがって、棟高も西側の切妻のほうが多少高いことも考えられる。ただし詳細な調査をしなければ明確には判断できない。

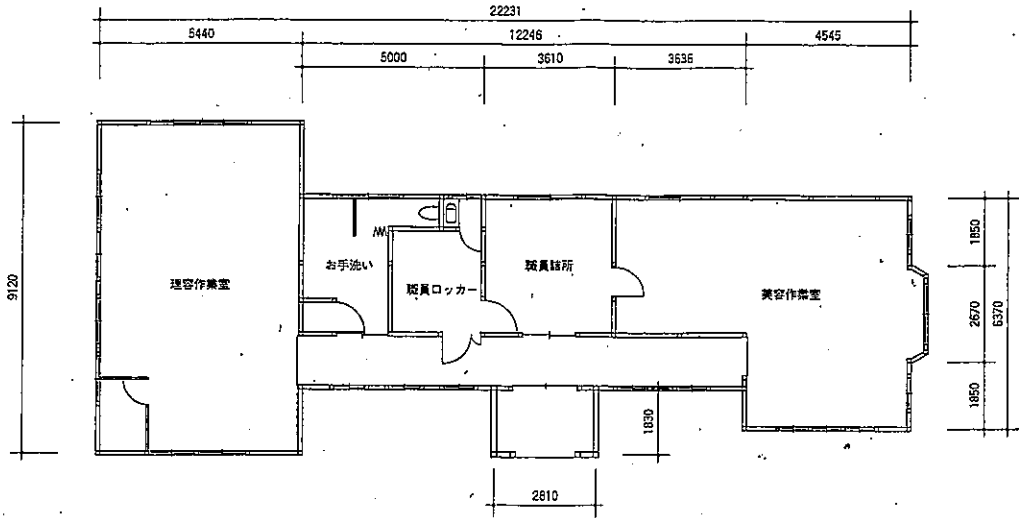
内部は図書館から理髪・美容院への用途の変更に伴い、部分的な改装が行なわれている。図書館時代は、東側の美容院に書棚が配されて開架式の書庫、書庫の窓は、窓枠の

形状から上げ下げ窓であったことが分かる。西側の理髪院は閲覧室で、そこは現在の床と違い、畳敷きの閲覧室であったとも考えられる。その根拠として、壁の下部、床の位置に掃き出し窓の窓枠が残されている。さらに窓の形状は、書庫に残る窓枠の形状と異なる。現在残る形状からは上げ下げ窓とは考えにくい。床が畳敷きであったことを考慮すると、窓は引違い戸で、室内は和室風であったと考えられる。

外観が洋風であることには、図書館という文化的、近代的な性格を反映している。一方、閲覧室が畳敷きの部屋であったことに、和風の生活慣習が保たれ、和洋の併存があったものと考えられる。全生園という閉鎖された世界の中で、文化的、近代的な施設が営まれた。そういった施設の社会的意味合いと、その文化的施設が存続してきた過程が見られることが、本遺構の特色である。それを保存してゆく意義は大きいといえよう。

全生園は、現在厚生労働省の所管となっている。全生園の入所者は高齢化している。入所者はなんとか残したいという思いから、園内の建物と緑地を保全して、公園化した「人権の森」構想の実現に取り組み、東村山市でもこの構想に賛同し、協力を行っている。ここは歴史的には人間の過ちを示す場であり、負の遺産と呼べるものである。ここに住まざるをえなかった人々の生活と、生に向けた努力を示す建築の保存は意義が大きいといえよう。

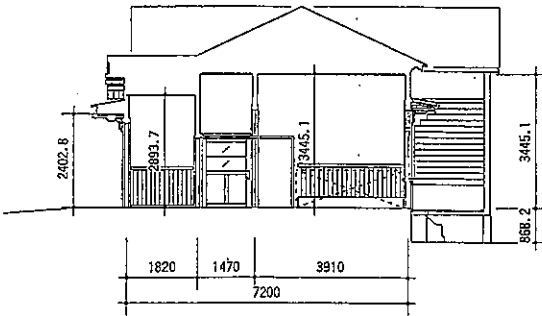
人間の行いを正直に伝えることは、善意の意志がなければできない。そのような場所としても貴重である。（鈴木）



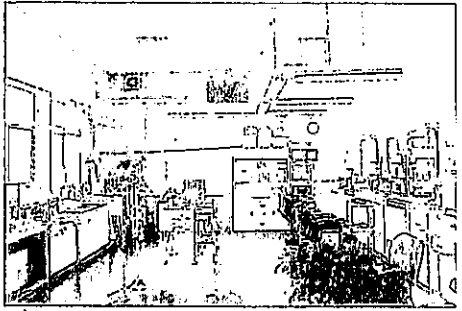
平面図 (S=1/200)



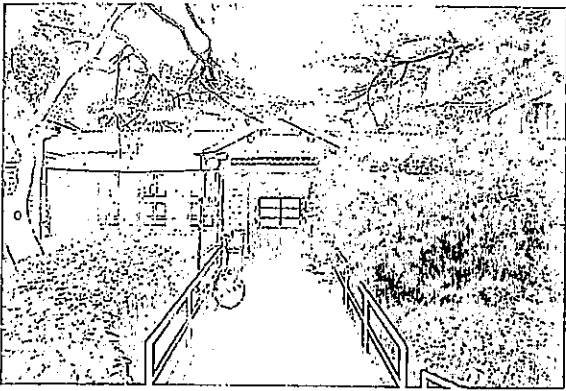
南側立面図 (S=1/200)



断面図 (S=1/200)



西側旧閲覧室内部（現理髪院）



外観 旧図書館正面玄関（現在東側美容院・西側理髪院）



外観 東側旧開架式書庫（現美容院）

所在地	東村山市青葉町	用途	寺院（本殿）、ハンセン病療養所
構造概要	木造平屋建、一間社流造、銅板葺	建築年	昭和9年(1934)
設計者		施工者	
備考			

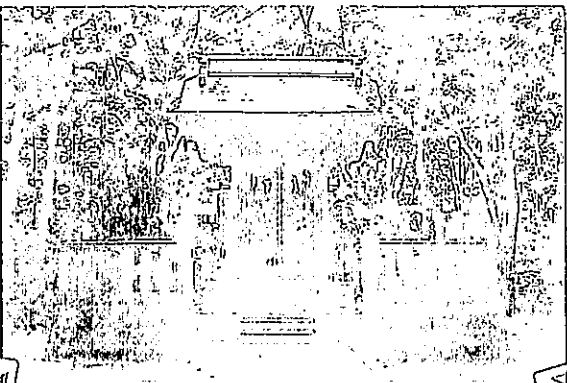
全生園は明治42年(1909)に設けられ、ハンセン氏病の患者を収容していた施設であり、1941年より「国立療養所多磨全生園」と称した。隔離政策のため、園内には住宅だけでなく、病院、学校、商店、宗教施設など生活に必要な施設がつくられた。1947年、薬の使用によって回復するようになった。現在は、病気に対する偏見も払拭され、敷地面積35万㎡に及ぶ広い園内は市民に開放されている。

永代神社本殿は、南門から延びる園内の主軸道路の突き当りを正面にして、鳥居の奥に建てられている。参道の両側には付属屋が建つ。周囲は樹木が繁り、まさに村の鎮守社といった趣になっている。

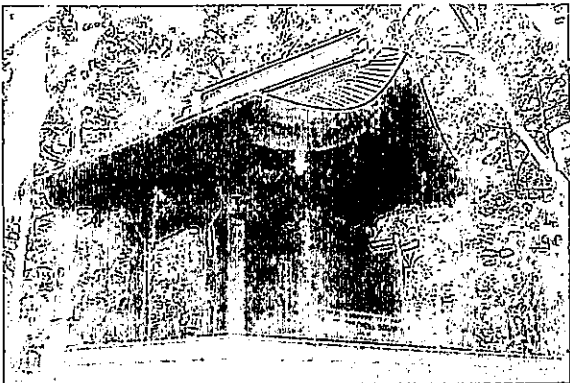
一間社流造の伝統的な神社建築で、屋根は銅板葺である。傷みや腐朽は認められず、保存状況はきわめて良好である。

昭和7年(1932)に地鎮祭が行なわれ、昭和9年(1934)に上棟式があり、同年に竣工している。患者に宮大工がいて、模型を作って全患者の同意を得て、建設されたということである。この模型は同敷地内に建つハンセン病資料館に展示されている。本遺構と模型では組物の出と軒数など細部に違いは見られるが、全体の形状やプロポーションは共通している。

建築の用材の一部は、内務省神社局によって伊勢神宮新宮造営の払い下げられた余材が使われたとされている。伊勢神宮の遷宮は昭和4年(1929)に行なわれているので、そのときの余材ということになる。本遺構で用いられている部材は、そのすべてが良質の檜材であり、伊勢神宮の余材使用の経緯を示すものとなっている。



外観 正面全景（一間社流造、屋根は銅板葺）



外観（軒の組物は出組、正面と両側面に縁が付く）

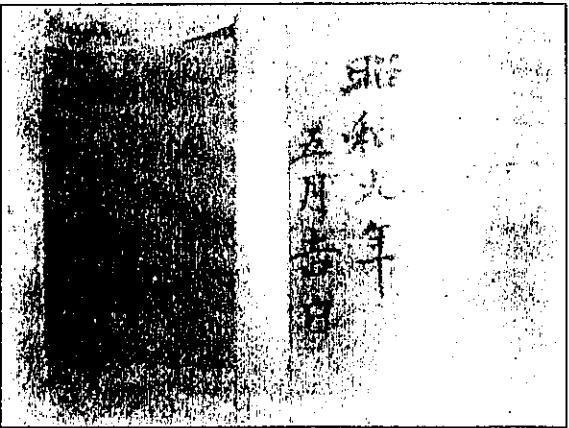
軒の組物は出組、垂木は二軒、向拝には海老虹梁、手挟が用いられ、全体の形姿はたいへん優れたプロポーションからなっている。海老虹梁、手挟、また木鼻などには江戸後期の絵様、線形が施され、正面扉上には龍の彫刻が施されている。全体の形姿、細部の装飾から、江戸の建築技術の伝統を受け継ぐ、本格的な堂宮大工が工事に携わっていたと考えられる。

社殿内部には金属鏡が安置され、その木製台の裏側に「昭和九年五月吉日」、「寄進林芳信」と記す墨書がある。林芳信は当時の医長兼院長である。建立時に安置されたものであることが確認できる。

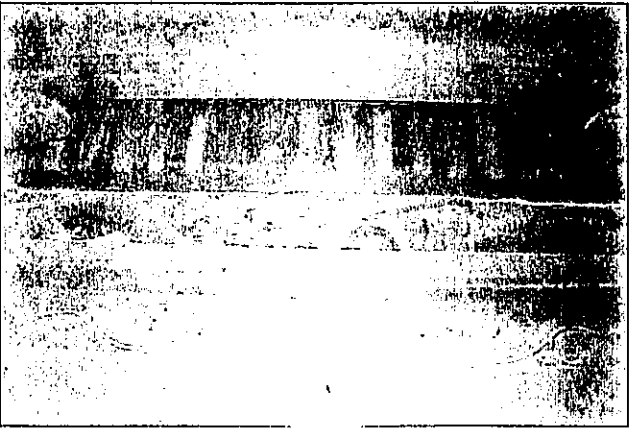
閉鎖された全生園の社会にあって、工事関係者もそのなかで生活を余儀なくされた人たちである。そのような人たちが本格的な神社建築をつくり上げていた。昭和戦前の社会における神社信仰の実態を示す遺構といえる。

全生園は、現在厚生労働省の所管となっている。全生園の入所者は高齢化している。入所者はなんとか残したいという思いから、園内の建物と緑地を保全して、公園化した「人権の森」構想の実現に取り組み、東村山市でもこの構想に賛同し、協力を行っている。ここは歴史的には人間の過ちを示す場であり、負の遺産と呼べるものである。ここに住まざるをえなかった人々の生活と、生に向けた努力を示す建築の保存は意義が大きいといえよう。

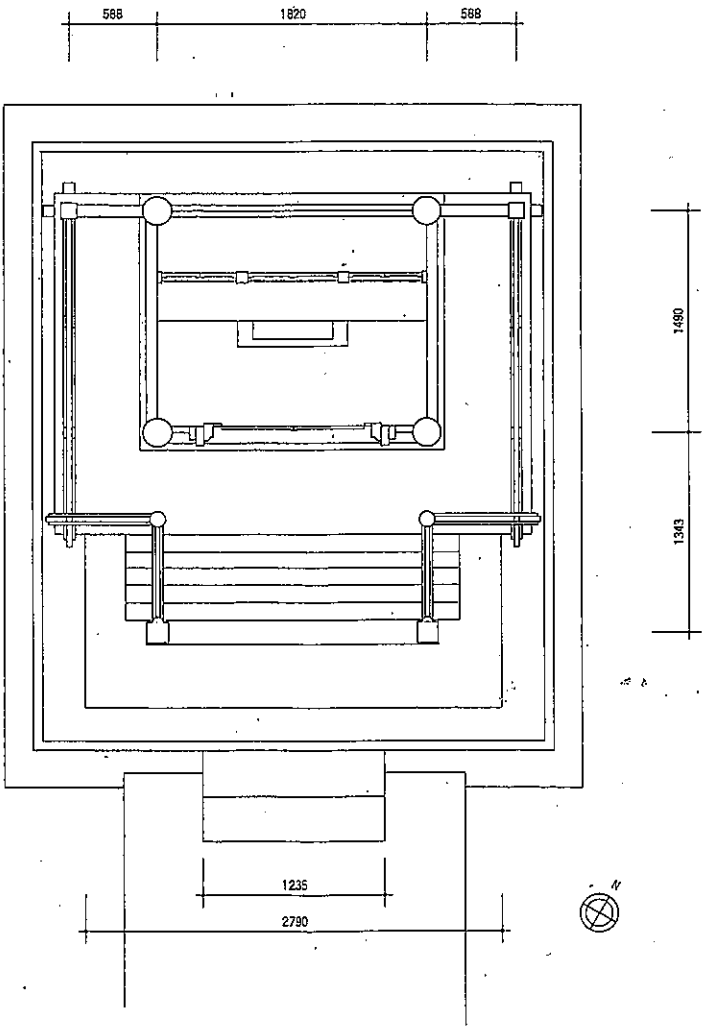
人間の行いを正直に伝えることは、善意の意志がなければできない。そのような場所としても貴重である。(鈴木)



神鏡台板背面の墨書



外観詳細（正面側の台輪と通肘木間に竜の彫刻）



平面図 (S=1/50).

Ⅲ-76 全生園山吹舎

所在地	東村山市青葉町	用途	宿泊所、ハンセン病療養所
構造概要	木造平屋建、寄棟造、セメント瓦葺	建築年	昭和3年(1928)
設計者		施工者	
備考			

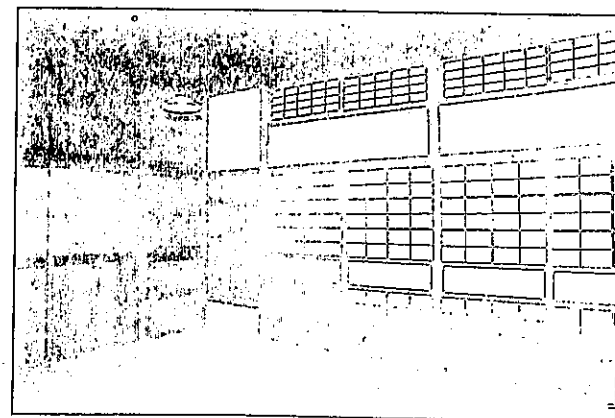
山吹舎は全生園の南端に建っている。東西に細長い平屋の建物で、南側正面の中央に玄関を設け、左右対称の形をしている。屋根はセメント瓦葺、下屋屋根は銅板平葺で、外壁は下見板張である。正面中央の玄関を挟んで左右それぞれに畳敷きの2室の続き間が配されている。

この建物は昭和3年(1928)に建てられ、1部屋に8人が雑居して住み、当初は通い婚が行われていたということである。その後、ここは1部屋に2組の夫婦が住むようになった。夫婦が全部4.5畳に別々に住むようになったのは昭和30年頃からである。

現在の山吹舎は平成16年(2004)の保存工事で修復されたものである。この工事の前の状態は、左手(西側)の畳敷きの部屋が大きく改造されることなく残されていた。一方、玄関とその右手側(東側)が倉庫として使われ、床は土間コンクリートに改造されていた。保存修復工事で、左手(西側)と同様な畳敷きの寮室に復元されている。

また縁側は、外側に引き違いのガラス戸が納まり、その外側に雨戸が付くという形になっている。国立ハンセン病資料館に展示されている古写真によれば、縁側の外側に建具のための1本溝があり、通常は開放的な縁側であった。この1本溝には雨戸が納まっていたと考えられる。同敷地内のハンセン病資料館には山吹舎の1部屋とその縁側が実物大で復元展示されている。ここでも縁側は開放的で雨戸のみが納まる形になっている。

なお、「全生園の森」(多磨全生園創立90周年記念事業実行委員会、現代書館、1999.9.42p)に掲載されている



外観 南面 屋根はセメント瓦葺、下屋屋根は銅板平葺

昭和36年当時の写真によれば、縁側にガラス戸が見られる。よって、保存修復工事では改造後のガラス戸の姿を継承していることになる。

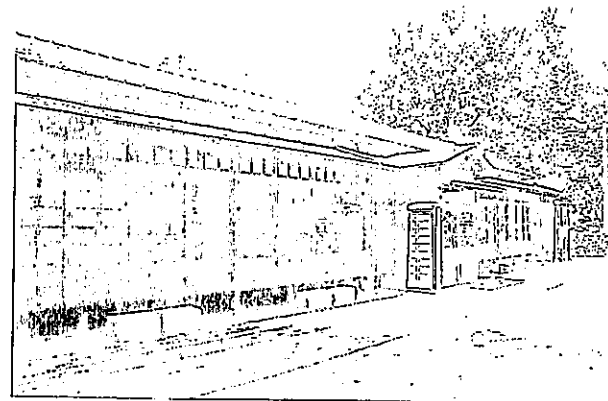
工事においては綿密な実測図が作成されている。図面一式は株式会社衆設計(平成14年12月作成)によるものである。現山吹舎の工事はそれに基づいて行われた。

山吹舎は最終的には独身男性が集団生活を送る住居棟となった。その他、少女が集団生活を送る少女舎、夫婦で暮らす夫婦舎(1棟に6組が集団生活を送る)などがあった。

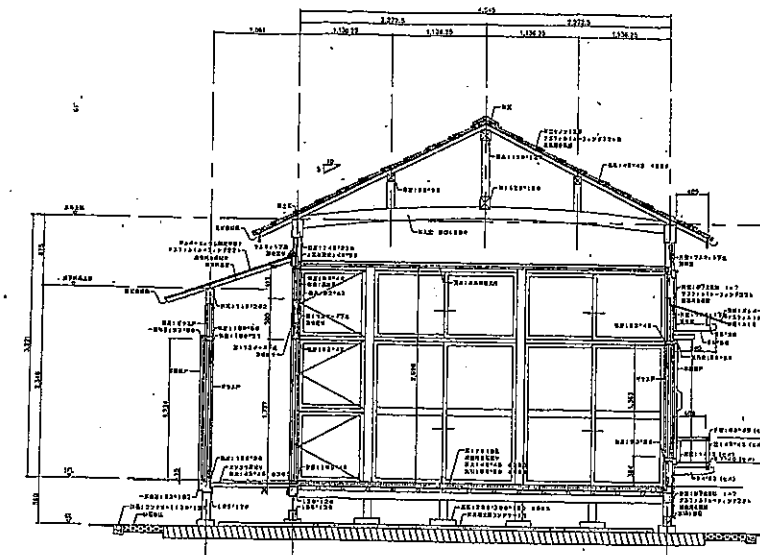
この建物は、昔の建物が失われるなか、患者たちが後世に残すべく、保存修復工事を行ったものである。そのため傷んだ箇所は修理され、保存状態はきわめて良好である。ハンセン病患者の生活状況を具体的に示す重要な遺構と考えられるのである。

全生園は、現在厚生労働省の所管となっている。全生園の入所者は高齢化している。入所者はなんとか残したいという思いから、園内の建物と緑地を保全して、公園化した「人権の森」構想の実現に取り組み、東村山市でもこの構想に賛同し、協力を行っている。ここは歴史的には人間の過ちを示す場であり、負の遺産と呼べるものである。ここに住まざるをえなかった人々の生活と、生に向けた努力を示す建築の保存は意義が大きいといえよう。

人間の行いを正直に伝えることは、善意の意志がなければできない。そのような場所としても貴重である。(鈴木)



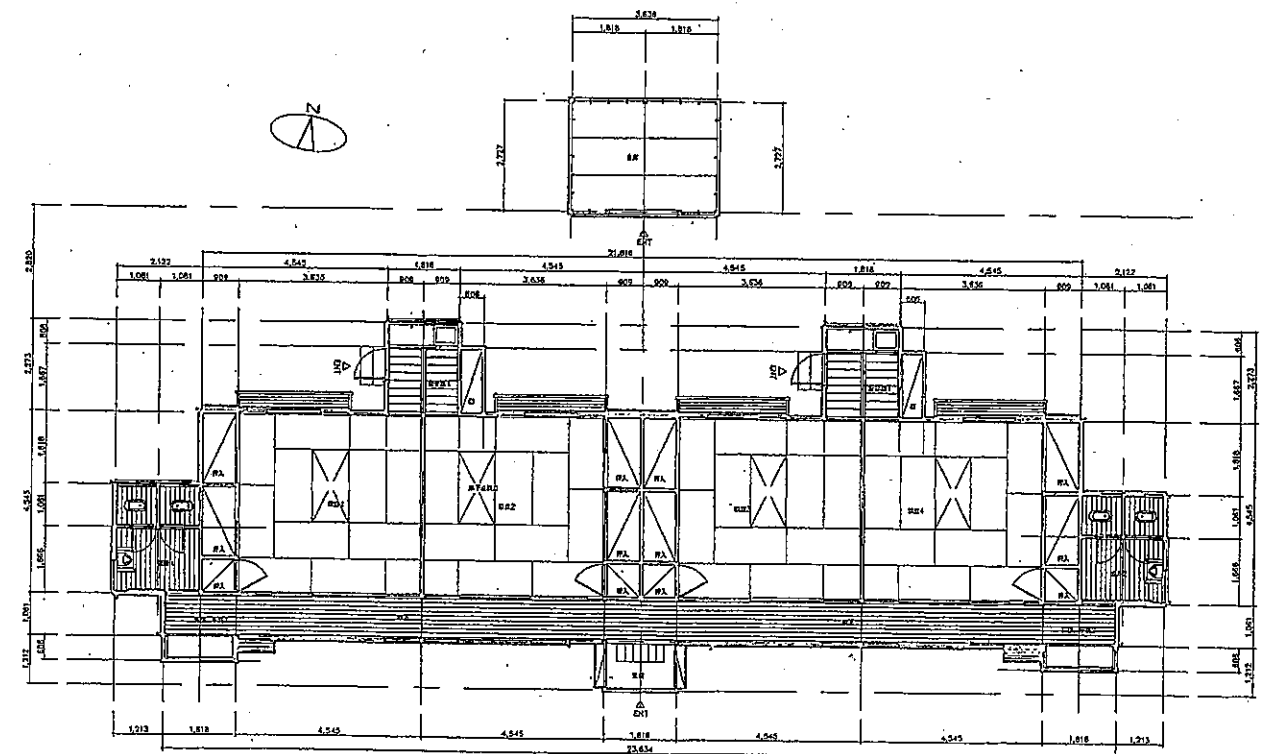
内観 寮室。



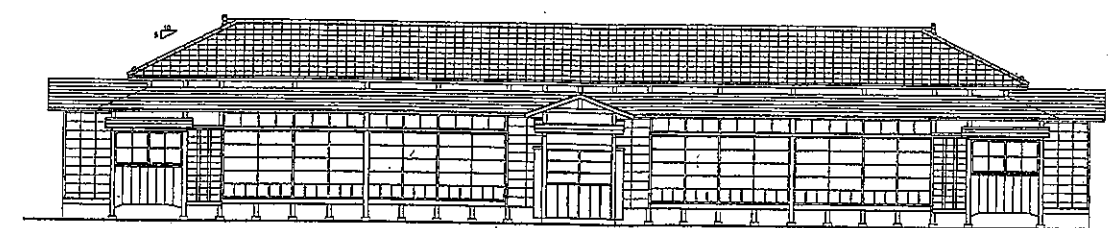
縦計図 (S=1/100)



内観 縁側 (外側のガラス戸は後補)



平面図 (S=1/200)



南立面図 (S=1/200)

Ⅱ-122	旧細野家住宅 納屋
所在地	町田市小野路町
構造概要	木造2階建、切妻造、波形鉄板葺
用途	倉庫
建築年	昭和初期頃
備考	

納屋は三階蔵の西、味噌蔵の後方に位置する。ただし三階蔵とは板塀で区画され、庭園部分から区分された西辺のエリアに味噌蔵と共に存在する。

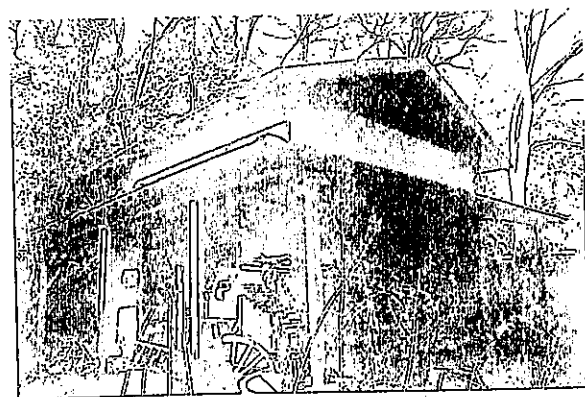
桁行・梁行とも約3間半の方形平面を持つ切妻造・波形鉄板葺の3階建建築で、南面し、正面と東側面に4尺ほどの幅を持った土庇を設ける。ただし土庇は後補である。1階の内部は、西端から2間位置の梁行方向に柱列を立てて屋内を東西に2分し、西室はすべて土間で正面東端に出入口を設け、東室は正面1間通りを土間、その奥を転ばし根太床とする。東室の出入口は西室出入口の隣に設け、土間と床分部の境にも片引戸を設ける。ただし東西室の境は開放で、正面の出入口も建具が失われている。

天井は2室とも根太天井で、東室土間上を2階登り口とする。

2階は単一空間による低い屋根裏部屋で、南正面と両妻面中央に格子窓を設ける。1階の間仕切り位置に合わせて小屋梁を架け棟束とその両脇に母屋桁受の束を立て簡単な和小屋をつくる。外壁は外周部を波形鉄板で覆っているが、本来は縦板壁らしい。建築年代は明確でないが、昭和初期の一連の建物であろう。

以上、納屋は特に見るべき建築ではないが、他の建物と共に昭和初期の屋敷内景観を伝える点に意義がある。

(大野)



正側面 全景

Ⅱ-123	小野神社 社殿
所在地	町田市
構造概要	本殿：神明造、切妻造、茅葺型銅板葺 拝殿：入母屋造、銅板葺 幣殿：両下造、銅板葺
用途	神社
建築年	昭和3年(1928)
備考	

小野神社は祭神を小野篁と伝え、境内地は小野路宿の南端、旧細野家西南隣の丘陵裾に東向きに構える。境内はほぼ2段構成で、下段に広場を設け神楽殿と神輿庫が建ち、参道を上がった上段に社殿(本殿・幣殿・拝殿)、熊野社拝殿(物置)、社務所が建つ。

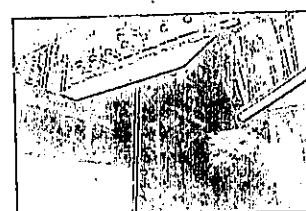
社殿は、本殿と拝殿を幣殿が連結した複合社殿で、昭和3年の建築である。

本殿は、桁行3間・梁行2間・切妻造・茅葺型銅板葺の神明造で、屋根に千木・勝男木をかかげる。内部は一間社流見世棚造・長板葺の内神殿を安置する。内神殿は絵様装飾から見て18世紀前半頃まで遡りうる近世建築と認められる。すなわち神明造形式の本殿は、内神殿の覆屋と見ることが出来る。

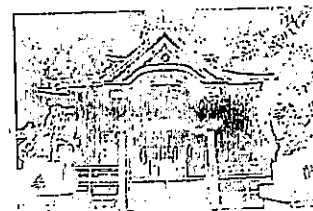
拝殿は、桁行3間・梁行3間・入母屋造・千鳥破風付屋根の正面に軒唐破風付き向拝を設け、屋根全体を銅板葺とする。高欄付の縁を廻らし、正面に木階を設ける。向拝の意匠、すなわち虹梁状頭貫と組物、身をよじる唐獅子木鼻、持送りの籠彫り彫刻、中備と兎の毛通し(懸魚)が丸彫り彫刻化している点などに、装飾化が頂点を迎えた幕末～明治期の社寺建築の伝統が窺われる。

幣殿は、拝殿と本殿とを繋ぐ両下造・銅板葺の建築である。

以上小野神社の社殿は、近世の伝統を引き継ぐ拝殿と、近代に多数造営される神明造の本殿(覆屋)を幣殿で連結する点に、近代神社建築の性格が表れている。内神殿に近世建築を有する点も注目される。また、熊野社拝殿は、内部に宝永、宝暦、享保、天保、嘉永の熊野宮棟札を有し、史料として貴重である。(大野)



本殿(覆屋)正側面



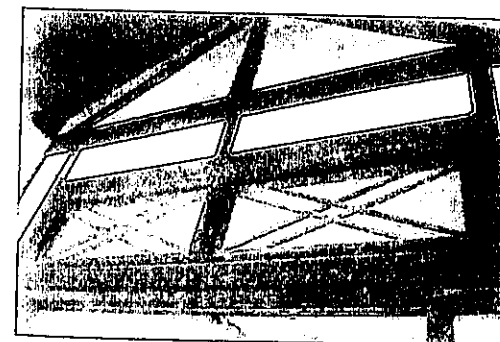
拝殿 正面

Ⅱ-124	旧浴恩館 本館・空林荘・武道場
所在地	小金井市緑町
構造概要	本館：木造平屋建、寄棟造、金属板葺 空林荘：木造平屋建、切妻造、金属板葺 武道場：木造平屋建、切妻造、金属板葺
用途	その他(公共) 社会教育施設
建築年	本館：昭和4年(1929)移築 空林荘・武道場：昭和5年(1930)
備考	市指定史跡

浴恩館は、昭和3年(1928)の大嘗祭で使用された「大嘗宮着替所孝典采女詰所」を移築したもので、日本青年館の青年団講習所として使用された。昭和8～12年には下村湖人が所長を務め小説『次郎物語』の舞台にもなっている。本館は、木造平屋建で金属板葺・寄棟造、規模は、桁行19間×梁行9間である。北側正面と東側に切妻屋根をもつ。玄関・入口が設けられるが、妻面の家紋首の意匠が、皇室由来の建物であったことを象徴している。内部は、中廊下型で、講堂(4間×8間)、大床を設けた畳敷きの談話室兼食堂(3間半×9間)、5室の教室などが設けられたが、平成4年に文化財センターとして大改修されている。敷地内には、この他、昭和5年に建てられた講師宿舍である「空林荘」(木造平屋建、金属板葺・切妻造)や武道場(木造平屋建、金属板葺・切妻造)が残されており、昭和11年に増築された南寮も保存整備されている。大嘗祭の移築建築であることだけでなく、日本青年団の歴史的活動を伝える重要な場として、昭和63年に市史跡に指定されている。(伊藤)



外観 本館



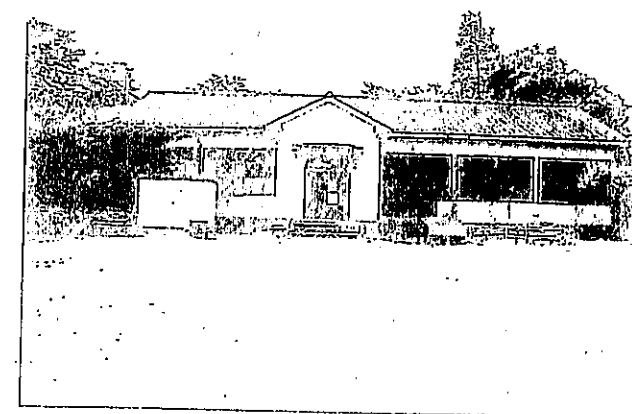
北側正面玄関の家紋首と竹之節欄間

Ⅱ-125	全生園全生学園
所在地	東村山市青葉町
構造概要	木造平屋建、切妻造、セメント瓦葺
用途	学校
建築年	昭和6年(1931)
備考	現存せず

全生学園の本校舎は昭和6年(1931)の建築である。昭和12年の建築当初の校舎を写した写真によれば、校舎は東西に長い、単純な切妻平入(正面は南面)である。外壁は腰より下側を縦羽目板とし、それより上部は横羽目板としている。昭和27年の写真もその姿を引き継いでいる。向30年の写真は、西側1間半、東側3間半程度の増築が見られ、本調査時と同じ姿となっている。

建物全体は天井が高く、正面玄関天井は板張りの上、白色のペイント塗装がみられる。ペイント塗装は、建具、腰壁、東西に延びる北側廊下の天井、便所の小屋裏にも施されている。玄関より、建物中央を通る廊下天井、教室の一部は石膏ボードに改修されている。また、教室以外にも「会議室」などが設けられていた。床部分は教室、廊下とも板張りであるが、西側の便所へ向かう箇所は腐食がみられ、一部抜け落ちている。

全生学園は全生園内における唯一の教育機関である。保存状態が、良好とはいえないが、全生園が閉鎖的な形態を取らざるを得なかった象徴の一つとして、本遺構の存在意義は大きい。しかし、残念ながら2008年に取り壊されてしまった。(鈴木)



外観 南面

No.	2/3次	地区	区市町村	所在地(町名)	名称	分類	種類	構造	建築年	ID	備考
2907			日野市	日野	K家住宅	住居	一般住宅	木造平屋建 寄棟・切妻造 瓦葺	不詳	35-0010	
2908			日野市	日野本町	A家住宅 蔵	商業	店舗 倉庫	石造2階建 切妻造 瓦葺(瓦・金属板葺)	明治中期以降	4	
2909			日野市	日野本町	欣浄寺 本堂	宗教	本堂	木造平屋建 寄棟造 金属板葺	昭和4年	6	
2910			日野市	日野本町	旧谷家住宅	商業	店舗 一般住宅	木造2階建 切妻造 金属板葺	明治時代初期～中期	35-0009	
2911			日野市	日野本町	日野本町二丁目の蔵	商業	店舗	石造2階建 切妻造 瓦葺	不詳	35-0015	
2912			日野市	日野本町	W家住宅 蔵	商業	店舗 郵便局 郵便局	石造2階建 切妻造 瓦葺	不詳	35-0017	
2913			日野市	日野本町	日野本町一丁目の蔵	住居	倉庫	石造2階建 切妻造 スレート葺	不詳	35-0019	
2914			日野市	平山	A家住宅	住居	一般住宅	木造平屋中2階建 切妻造 瓦葺	江戸	35-0068	
2915	III	190	日野市	落川	稲葉家住宅 主屋・門	住居	一般住宅	木造2階建 入母屋造 茅葺	明治24年	2	
2916			東村山市	恩多町	恩多稲荷神社 拝殿	宗教	拝殿	木造平屋建 片流れ 金属板葺	明治初期(推定)	36-0017	
2917			東村山市	恩多町	恩多稲荷神社 本殿	宗教	本殿	木造平屋建 入母屋造 金属板葺	明治初期(推定)	36-0018	
2918			東村山市	廻田町	金山神社 拝殿	宗教	拝殿	木造平屋建 片流れ 金属板葺	大正12年	36-0015	
2919			東村山市	廻田町	金山神社 本殿	宗教	本殿	木造平屋建 入母屋造 金属板葺	大正12年	36-0016	
2920			東村山市	久米川町	熊野神社 本殿	宗教	本殿	木造平屋建 入母屋造 金属板葺	明治14年	36-0013	
2921			東村山市	久米川町	熊野神社 拝殿	宗教	拝殿	木造平屋建 入母屋造 金属板葺	明治14年	36-0014	
2922			東村山市	秋津町	秋津・氷川神社 本殿	宗教	本殿	木造平屋建	明治41年	36-0019	
2923			東村山市	飯訪町	藤宮神社 本殿	宗教	本殿	木造平屋建 片流れ 瓦葺(板葺)	不詳	36-0020	
2924	III	192	東村山市	青葉町	全生園 図書館	公共	図書館	木造平屋建 切妻造 スレート葺	昭和12年	36-0009	
2925	II	283	東村山市	青葉町	全生園 全生学園	公共	小学校	木造平屋建 切妻造 スレート葺	昭和6年	36-0010	現存せず
2926	III	194	東村山市	青葉町	全生園永代神社 本殿	宗教	本殿	木造平屋建 片流れ 金属板葺	昭和9年	36-0011	
2927	III	196	東村山市	青葉町	全生園 山吹舎	公共	独身者寮	木造平屋建 寄棟造 瓦葺(セメント瓦葺)	昭和3年	36-0022	
2928	II	284	東村山市	富士見町	少年通信兵学校(みどり荘)	その他	軍事施設	木造平屋建 切妻造 瓦葺	昭和17年前後	36-0001	現存せず
2929	II	284	東村山市	富士見町	少年通信兵学校(あけぼの荘)	その他	軍事施設	木造平屋建 切妻造 瓦葺	昭和17年前後	36-0002	現存せず
2930	II	284	東村山市	富士見町	少年通信兵学校(月光荘)	その他	軍事施設	木造平屋建 切妻造 瓦葺	昭和16年	36-0003	現存せず
2931	II	284	東村山市	富士見町	少年通信兵学校(さかえ荘)	その他	軍事施設	木造平屋建 切妻造	昭和17年前後	36-0004	現存せず
2932	II	284	東村山市	富士見町	少年通信兵学校(ふたば荘)	その他	軍事施設	木造平屋建 切妻造 瓦葺	昭和17年前後	36-0005	現存せず
2933	II	284	東村山市	富士見町	少年通信兵学校(やよい荘)	その他	軍事施設	木造平屋建 切妻造 瓦葺	昭和17年前後	36-0006	現存せず
2934	II	284	東村山市	富士見町	少年通信兵学校(外便所)	その他	軍事施設 外便所	木造平屋建 切妻造 金属板葺	昭和17年前後	36-0007	現存せず
2935	II	284	東村山市	富士見町	少年通信兵学校(一心荘)	その他	軍事施設	木造平屋建 切妻造 金属板葺	昭和17年前後	36-0008	現存せず
2936			東村山市	富士見町	ライシャワー記念館	住居	宣教師住宅	木造2階建 寄棟造 金属板葺	明治21～24年	36-0008	
2937			東村山市	野口町	大善院 本堂	宗教	本堂	木造平屋建 寄棟造 金属板葺	明治32年	36-0021	
2938			国分寺市	戸倉	M家住宅	住居	一般住宅	木造2階建 切妻造 瓦葺	大正6年	37-0009	
2939			国分寺市	国分寺本多	S家住宅	住居	一般住宅	木造2階建 切妻造 瓦葺	大正末～昭和初期(推定)	37-0022	
2940			国分寺市	西元町	旧国分寺村名主屋敷長屋門	住居	門(住居)	木造2階建 寄棟造 金属板葺	江戸弘化5年	37-0001	
2941			国分寺市	西元町	K家住宅	住居	一般住宅	木造2階建 寄棟造 瓦葺	明治10年代半ば	37-0005	
2942			国分寺市	西元町	H家住宅	住居	一般住宅 養蚕	木造2階建 切妻造 瓦葺		37-0015	
2943			国分寺市	西町	K家住宅 蚕室	住居	その他(住居) 蚕室	木造2階建 切妻造 金属板葺	明治	37-0010	
2944			国分寺市	西町	N家住宅	商業	醸造業	木造平屋建 入母屋造 瓦葺	不詳	37-0018	
2945			国分寺市	西恋ヶ窪	S家住宅	住居	一般住宅	木造2階建 切妻造 金属板葺	明治30年前半	37-0006	
2946			国分寺市	東元町	K家住宅	住居	一般住宅	木造2階建 切妻造 金属板葺	大正15年以降	37-0002	
2947			国分寺市	東元町	N家住宅	住居	一般住宅	木造2階建 切妻造 金属板葺	明治25年	37-0003	
2948			国分寺市	東元町	H家住宅	住居	一般住宅	木造2階建 入母屋造 金属板葺	江戸	37-0004	
2949			国分寺市	東元町	K家住宅	住居	一般住宅	木造平屋建 入母屋造 瓦葺		37-0012	
2950			国分寺市	東元町	山崎商店	商業	店舗	木造2階建 切妻造 金属板葺	昭和初期	37-0013	
2951			国分寺市	東元町	N家住宅	住居	一般住宅 養蚕	木造2階建 切妻造 金属板葺	不詳	37-0014	
2952			国分寺市	東元町	K家住宅	住居	一般住宅	木造平屋建 2階建 入母屋造 瓦葺	不詳	37-0020	
2953			国分寺市	東恋ヶ窪	S家住宅	住居	一般住宅	木造2階建 切妻造 瓦葺	明治27年	37-0007	
2954			国分寺市	東恋ヶ窪	孫の湯	商業	銭湯	木造 切妻造 瓦葺	戦後(推定)	37-0017	
2955			国分寺市	東恋ヶ窪	O家住宅	住居	一般住宅	木造平屋建 入母屋造 瓦葺	不詳	37-0018	
2956	III	198	国分寺市	南町	殿ヶ谷戸庭園 旧本館	住居	別荘	木造平屋 一部2階建(階段) 方形造 スレート葺	昭和9年	37-0023	都名勝
2957	III	198	国分寺市	南町	殿ヶ谷戸庭園 紅葉亭	住居	別荘	木造平屋建 入母屋造 スレート葺	昭和9～11年	37-0024	都名勝
2958	III	198	国分寺市	南町	殿ヶ谷戸庭園 倉庫	住居	別荘	RC造地下1地上2階建 寄棟造 スレート葺	昭和13年	37-0025	都名勝
2959			国分寺市	北町	K家住宅	住居	一般住宅	木造2階建 入母屋造 瓦葺	明治40年	37-0009	
2960			国分寺市	本多	旧信時家住宅	住居	一般住宅	木造平屋建 寄棟造 瓦葺	昭和4年ごろ	37-0011	
2961			国分寺市	本多	H家住宅	住居	一般住宅	木造2階建 入母屋造 瓦葺	昭和2年	37-0021	
2962			国分寺市	本町	H家住宅	住居	一般住宅	木造平屋建 入母屋造 瓦葺	昭和2年	37-0016	
2963			国立市	谷保	S家住宅	住居	一般住宅	木造2階建 瓦葺	大正～昭和初期(推定)	38-0003	

No.	2/3次	地区	区市町村	所在地(町名)	名称	分類	種類	構造	建築年	ID	備考
2964			国立市	谷保	E家住宅	住居	一般住宅	木造平屋建 切妻造 瓦葺	昭和7～8年	38-0004	
2965			国立市	谷保	M家住宅	住居	一般住宅	木造2階建 入母屋造 瓦葺	昭和初期(推定)	38-0005	
2966			国立市	谷保	K家住宅	住居	一般住宅	木造平屋(一部) 一部2階建(昭和初期) 瓦葺 金属板葺	不詳	38-0006	
2967			国立市	谷保	H家住宅	住居	一般住宅 別荘	木造平屋(一部) 2階建 入母屋造 瓦葺	江戸～明治(推定)	38-0007	
2968			国立市	谷保	H家住宅	住居	一般住宅 別荘	木造平屋建 入母屋造 茅葺	江戸末期～明治(推定)	38-0008	
2969			国立市	谷保	K家住宅	住居	一般住宅	木造平屋建 切妻造 瓦葺	不詳	38-0009	
2970	II	285	国立市	谷保	滝乃川学園本館	公共	学校	木造2階建 寄棟造 金属板葺	昭和3年	38-0010	国登録
2971	II	284	国立市	中	一橋大学弓道場	宗教	その他(宗教)	木造平屋建 切妻造 瓦葺	昭和6年	38-0011	
2972	III	200	国立市	中	一橋大学集会所	公共	集会所	木造平屋建 切妻造 瓦葺	昭和9年	38-0012	
2973			国立市	中	旧野島家住宅	商業	店舗	木造2階建 切妻造 瓦葺	昭和初期	38-0011	
2974			国立市	中	T家住宅	住居	一般住宅	木造平屋建 入母屋造 瓦葺	不詳	38-0012	
2975			福生市	加美平	S家住宅	住居	一般住宅 養蚕農家	木造2階建 切妻造 金属板葺	不詳	39-0022	
2976			福生市	熊川	石川酒造 本蔵	商業	醸造業	土蔵造2階建 切妻造 瓦葺	明治13年	2	
2977			福生市	熊川	石川酒造 新蔵	商業	醸造業	土蔵造2階建 切妻造 金属板葺	明治31年	3	
2978			福生市	熊川	石川酒造 向蔵	商業	倉庫	土蔵造2階建 切妻造 瓦葺	明治29年	4	
2979			福生市	熊川	石川酒造 雑蔵	商業	倉庫	土蔵造2階建 切妻造 瓦葺	明治31年	5	
2980			福生市	熊川	I家住宅	住居	一般住宅	木造2階建 切妻造 瓦葺	不詳	39-0046	
2981			福生市	熊川	S家住宅	住居	一般住宅	木造平屋建 切妻造 瓦葺	不詳	39-0047	
2982			福生市	熊川	I家住宅	住居	倉庫	土蔵造平屋建 切妻造 瓦葺	不詳	39-0048	
2983			福生市	熊川	I家住宅	住居	一般住宅	木造平屋建 切妻造 瓦葺	不詳	39-0049	
2984			福生市	熊川	N家住宅	住居	一般住宅	木造平屋建 切妻造・寄棟造 金属板葺	不詳	39-0050	
2985			福生市	熊川	T家住宅	住居	一般住宅	木造2階建 入母屋造 瓦葺	不詳	39-0051	
2986			福生市	熊川	M家住宅	住居	一般住宅	木造平屋建 切妻造 瓦葺	不詳	39-0052	
2987			福生市	熊川	M家住宅	住居	一般住宅	木造平屋建 入母屋造 金属板葺	不詳	39-0053	
2988			福生市	熊川	住宅(所有者不詳)	住居	一般住宅	木造平屋建 入母屋造 瓦葺	不詳	39-0054	
2989			福生市	志茂	M家住宅 土蔵	住居	倉庫	木造2階建 切妻造 瓦葺	不詳	39-0011	
2990			福生市	福生	純福音福生教会	公共	郵便局	木造平屋建 寄棟造 金属板葺	明治44年	1	
2991			福生市	福生	M家住宅 土蔵	住居	倉庫	木造2階建 切妻造 瓦葺	不詳	39-0012	
2992			福生市	福生	M家住宅 土蔵	住居	倉庫	木造2階建 切妻造 瓦葺	不詳	39-0013	
2993			福生市	福生	M家住宅 離れ	住居	一般住宅	木造2階建 切妻造 瓦葺	不詳	39-0014	
2994			福生市	福生	森田眼鏡舗	住居	一般住宅	木造平屋建 入母屋造 金属板葺	不詳	39-0015	
2995			福生市	福生	I家住宅 土蔵	住居	倉庫	木造2階建 切妻造 金属板葺	不詳	39-0016	
2996			福生市	福生	K家住宅 土蔵	住居	倉庫	木造2階建 切妻造 金属板葺	不詳	39-0017	
2997			福生市	福生	I家住宅 主屋	住居	一般住宅	木造2階建 入母屋造 瓦葺	不詳	39-0018	
2998			福生市	福生	I家住宅 土蔵	住居	倉庫	木造2階建 切妻造 瓦葺	不詳	39-0019	
2999			福生市	福生	I家住宅 表門	住居	門(住居)	木造 切妻造 金属板葺	不詳	39-0020	
3000			福生市	福生	M家住宅 離れ	住居	一般住宅 養蚕農家	木造2階建 切妻造 瓦葺(セメント瓦葺)	不詳	39-0021	
3001			福生市	福生	I家住宅 表門	住居	門(住居)	木造 切妻造 金属板葺	不詳	39-0022	
3002	II	285	福生市	福生	笹本家住宅	住居	一般住宅	木造2階建 入母屋造 瓦葺	大正頃	39-0023	
3003	II	285	福生市	福生	笹本家住宅 土蔵	住居	倉庫	木造2階建 切妻造 瓦葺(セメント瓦葺)	不詳	39-0024	
3004			福生市	福生	F家住宅 離れ	住居	一般住宅	木造2階建 切妻造 金属板葺	不詳	39-0025	
3005			福生市	福生	F家住宅	住居	倉庫	木造2階建 切妻造 瓦葺	不詳	39-0026	
3006			福生市	福生	S家住宅	住居	倉庫	石造2階建 切妻造 瓦葺	不詳	39-0027	
3007			福生市	福生	T家住宅	住居	一般住宅	木造2階建 入母屋造 瓦葺	不詳	39-0028	
3008			福生市	福生	M家住宅	住居	一般住宅	木造2階建 寄棟造 瓦葺	不詳	39-0029	
3009			福生市	福生	東海居	住居	一般住宅	木造2階建 寄棟造 瓦葺	不詳	39-0030	
3010			福生市	福生	T家住宅	住居	一般住宅	木造平屋建 複合造 瓦葺	不詳	39-0031	
3011			福生市	福生	石橋屋質店 石蔵	商業	倉庫	石造2階建 切妻造 瓦葺	不詳	39-0033	
3012			福生市	福生	T家住宅 土蔵	住居	倉庫	木造2階建 切妻造 金属板葺	不詳	39-0034	
3013			福生市	福生	マルミ運動靴店	商業	店舗	木造2階建 切妻造 金属板葺	不詳	39-0035	
3014			福生市	福生	S家住宅	住居	一般住宅	木造2階建 入母屋造 瓦葺	不詳	39-0036	
3015			福生市	福生	あんていーく(だいにんぐ) うまぐら 石蔵	商業	倉庫	石造平屋建 切妻造 瓦葺	不詳	39-0037	
3016			福生市	福生	福生太子堂	宗教	本堂	木造平屋建 切妻造 金属板葺	不詳	39-0038	
3017			福生市	福生	ダイニングバー Drop	商業	倉庫	石造平屋建 切妻造 金属板葺	不詳	39-0039	
3018			福生市	福生	所有者不明住宅 土蔵	商業	倉庫	木造2階建 切妻造 金属板葺	不詳	39-0040	
3019			福生市	福生	M家住宅 土蔵	住居	倉庫	木造2階建 切妻造 金属板葺	不詳	39-0041	
3020			福生市	福生	K家住宅 土蔵	住居	倉庫	木造2階建 切妻造 瓦葺	不詳	39-0042	

人権の森 緑のしおり

隠れた史跡めぐり

あしたでは遅すぎます。

いま緑を守ることと

生命の大切なことと

同じ意味の言葉となろうとしています。

みんなで木を育て、

子どもにたちにきれいな自然を

残すようにしましょう。

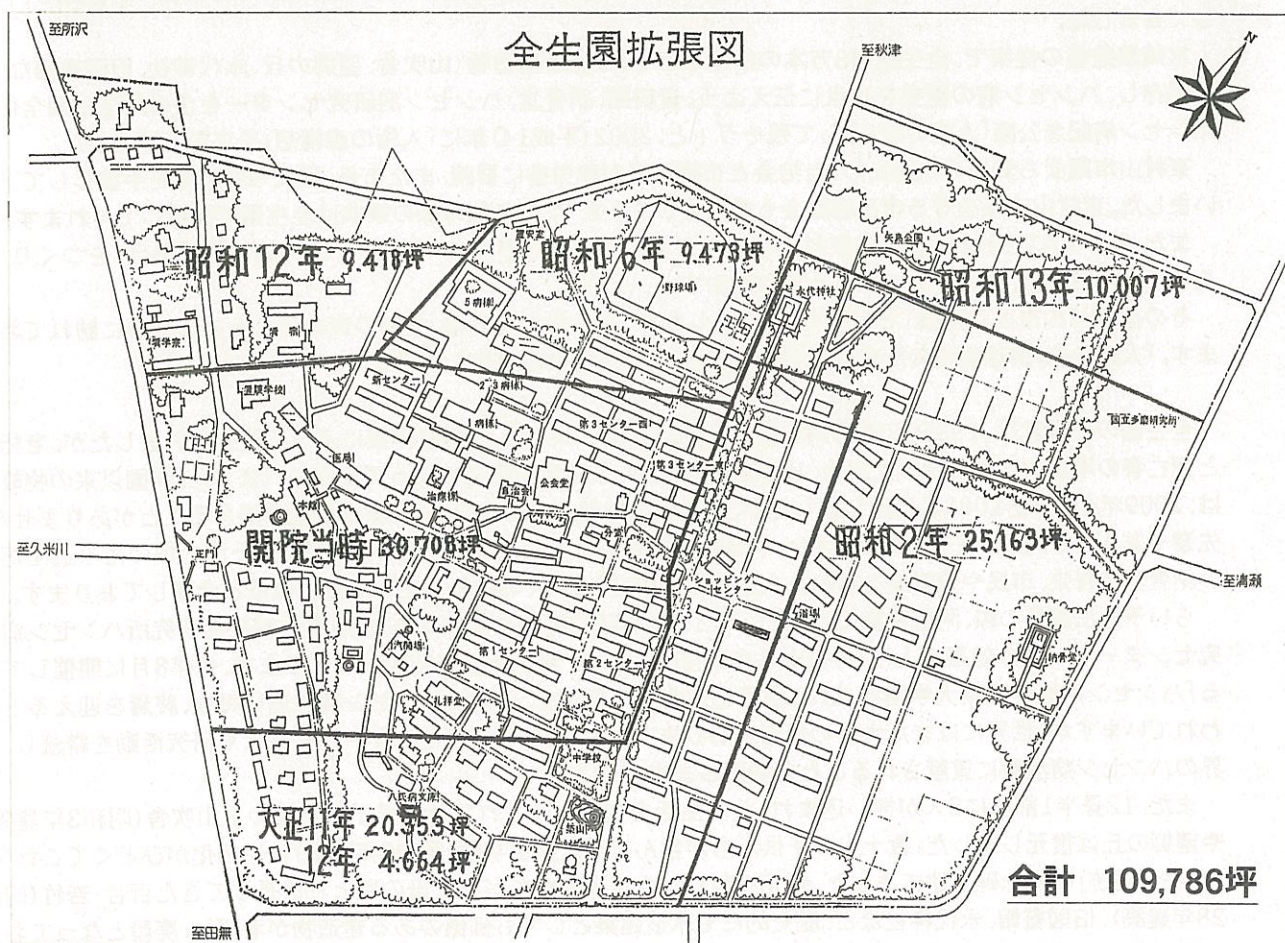
目次

全生園全景(写真)、全生園拡張図	2
ハンセン病記念公園「人権の森構想」史跡建造物保全についての趣意書	3
史跡建造物(納骨堂、山吹舎、望郷の丘、永代神社)	4
「全生園の隠れた史跡」案内板設置場所	5-6
全生園の隠れた史跡	7-8
全生園の歴史と木々と、表	9
園歌、名誉園長顕彰碑、森林造成年	10
写真、全生園西北方面、南東方面	11
緑化活動のあゆみ	12
県木植樹場所	13
園内草花一覧	14
写真、全生学園跡、成田庭園、けやきの丘、村上梅林	15
桜公園花見風景、しだれ桜、竹林	16
写真、坂口大臣植樹、梅もぎ、全生園まつり、納涼祭	17
写真、資料館、中央通り、遊歩道、つつじ通り	18
ハンセン病について、交通図	19





入所者が植樹した木々に覆われる多磨全生園の全景＝東村山市 2009年4月



全生園 拡張図

ハンセン病記念公園「人権の森」構想 史跡建造物保全についての趣意書

多磨全生園は法律第11号「癩予防に関する件」に基き、1909(明治42)年、9月28日関東一府六県及び、新潟、愛知、静岡、山梨、長野の連合府県立療養所・第一区全生病院として開設されました。1931(昭和6)年、すべてのハンセン病患者を収容するための強制隔離的法律に大改正された「癩予防法」が施行され、1941(昭和16)年7月1日に厚生省に移管となり、国立療養所多磨全生園と改称し、現在に至っています。

この「癩予防法」の施行と同時に多くの患者達が隔離として療養所へ強制収用されることになったために、入所者は急速に増え、その為、周辺の雑木林は収容者に課せられた苛酷な作業により、次々と開墾され、数地も何度となく拡張されました。十分な治療もされず、薬品も乏しい中、自給自足同然の生活が長い間続きましたが、入所者はそんな中にあっても樹木や花を大切に、それらに集う小鳥の囀り等をひと時の慰めに、苦悩に満ちた歳月を社会と閉ざされた敷地の中で精一杯生き抜いてきたのです。

生きてふたたび踏みえざる遙か彼方の故郷の山河、家族への思いが望郷の丘を作り、殊更に私達を緑化活動に向かわせたのだと思います。将来、私達が居なくなった時、この緑を市民に残そうと1971(昭和46)年以降、この活動は本格化し、現在は約3万本の樹木と草花が園内に生い茂っています。想像を絶するような苦しみや悲しみの中にあっても、一人一人が持ち続けた希望の証がこの樹木となって、しっかりとこの地に根をはっております。近年では緑化運動が実を結び、梅林や桜並木を始め、四季を通じて多くの市民がここを訪れていただいております。

人権の森構想

地球温暖化の影響でCO²(二酸化炭素)が問題視され、樹木の大切さが論じられておりますが、全生園では開院当時から植樹が行われておりました。1948(昭和23)年には緑化委員会が設置され、入所者による寄付金で様々な植樹活動が行われました。戦後の混乱した社会情勢の中で、会は自然解消の状況でしたが、折に触れ植樹は続けられてきました。

自費制度で生活環境が一段落した1971(昭和46)年、自治会は再度緑化委員会を設置し、矢嶋公園、新井公園、けやきの丘、一人一木運動、県木の森、成田庭園、森林浴道、大西通り、村上梅林、桜公園、などを次々と造成し、管理してきました。

宮崎駿監督の提案で、全生園の3万本の樹木とともに、史跡建造物(山吹舎、望郷の丘、永代神社、旧図書館など)を保存し、ハンセン病の歴史を後世に伝えよう。資料館、納骨堂、ハンセン病研究センターを含めた全生園全体をハンセン病記念公園「人権の森」として残そう！と、2002(平成14)年に「人権の森構想」を立ち上げました。

東村山市議会も賛同の決議をし、自治会と市関係者が厚労省に要請、また市長、議長も要請書を手渡しして下さいました。東村山市緑を守る市民協議会も支援をして下さり、毎年秋の緑の祭典は全生園で開催してくれます。

また、昨年2月に発足したNPO東村山生き生きまちづくりも事業の一つとして「人権の森委員会」をつくり、いろいろな面で支援、協力をして下さっております。

その他多くの市民が「隠れた史跡めぐり」をしたり、花や樹木を眺め、小鳥の声を聞くための散歩に訪れております。「人権の森」構想実現のために皆様のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

全生園の納骨堂は、1935(昭和10)年、起工以来1年、延べ3442人の患者作業によって設立されましたが、老朽化と死亡者の増加で手狭になったため、1986(昭和61)年、入所者の募金によって再建されました。開園以来の物故者は、2009年4月現在4,063名に達しましたが、納骨堂には朝夕、花、ロウソク、線香の煙が絶えることがありません。先輩や友人、夫や妻が眠るこの納骨堂へやがて私達も入ることになると思いますが、血と汗と涙の沁み込んだこの納骨堂に将来、市民や資料館を訪れた人達が時には立ち寄り、お参りしていただければと念願しております。

らい予防法闘争の際、附帯決議の1つとして、1955(昭和30)年に設立された現・国立感染症研究所ハンセン病研究センターは一定の効果を上げ、外国からの研修者も訪れ、現在も研究を続けております。毎年8月に開催している「ハンセン病医学夏期大学講座」は31回目を迎えております。日本のハンセン病は近い将来、終焉を迎えると言われていますが、世界にはまだ大勢の患者がおります。ハンセン病研究センターが将来とも研究活動を継続し、世界のハンセン病治療に貢献されることを切望します。

また、12畳半1部屋に8人が押し込まれ、共同生活を余儀なくされてきた男子独身寮の旧山吹舎(昭和3年建築)や望郷の丘は復元しました。数十人の子供たちが学んできた全生学園(昭和6年建築)は老朽化がひどくてこわし、「全生学園跡」の記念碑を建てました。親元を離れた少年少女たちが寮父母のもとで成長してきた百合・若竹(昭和28年建築)、旧図書館、永代神社など、歴史的にも木造建築としても価値のある建造物が老朽し、廃屋となっております。早急な修復・保全が望まれます。



山吹舎 ▶

1928(昭和3)年、患者大工で建築した。男子独身舎、12畳半4室。1室8人が共同生活した。女子独身舎も1室8人だが「通い婚」時代は断種した結婚相手(男)が、何人も泊りにくるので、大混雑だったという。通い婚は昭和23年頃までつづいた。手前左は胎児の遺骨を納めた「尊厳回復の碑」。



永代神社 ▶

昭和9年5月7日上棟式。伊勢神宮造営の余材を払い下げてもらい、入院者、職員、篤志家の寄付金で購なう。宮大工石井某を中心に土盛り、木挽など全て入院者で造る。10年に鳥居、11年に玉垣をつくり完成。ご神体は伊勢大神宮、豊受大神宮、明治神宮の三体。

◀ 納骨堂

昭和10年6月19日竣工。入院者、職員、宗団、東本願寺よりの寄付金2,250円の資金で303日、延3,442人の患者作業で完成した。老朽化した納骨堂を昭和61年、入園者寄付金3,600万円で、そのまま同型を大きくして再見した。施工は立建設。開院以来の物故者4,064名(2009年4月5日現在)。



◀ 望郷の丘

1922(大正11)年。堀をつくった残土をトラックで築山まで運び、もり土で上まで運び、何度も踏み固め、3年がかりで完成。全て患者作業。上に登ると富士山。秩父の嶺がよく見えた。入所したものは誰もがこの丘にのぼり、故郷の空を眺め涙した。



案内板について

多磨全生園は、はじめ東京府、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、群馬県、栃木県、愛知県、静岡県、山梨県、長野県、新潟県の1府11県を管轄区域とする第1区連合府県立全生病院（ぜんせいびょういん）として、1909年9月28日に創立され、1941年7月1日に国に移管されて厚生省所管となり、名称も国立療養所多磨全生園（たまぜんしょうえん）に改まった。

プロミンなどの化学療法導入前（1947年以前）のハンセン病は、治癒はほとんど望めないように思われており、いつまでも感染源になるのではないかということから、その感染力はいたって弱いにもかかわらず、患者たちは生涯にわたって隔離された。

病気を癒すことができないようでは、療養所ではなしに収容所と言ったほうがよく、実際に病人が病人として扱われないところが少なくなかった。そのために、療養所の運営を助ける患者作業の強制、逃走防止を主な目的とした懲戒検束、所内婚姻の条件としての断種手術など、いくつかの不法な行為も行われていた。

そこで、このような歴史をとどめる跡にたずみ、わが国におけるハンセン病対策の過ちを振り返ってほしいと願い、「全生園の隠れた史跡」（中には現存するものもある）を作ってみた。全生園もいずれは終りを迎えるであろうが、そのときはこの広大な敷地と中の史蹟建造物を、「人権の森」として後世に残そうという構想がある。「全生園の隠れた史跡」の案内板は、「人権の森」の存在意義を、人々に教える一つの道標ともなる。

なお案内板の文面は、多くを多磨全生園入所者自治会編「俱会一処」（くえいっしょ）によっているから、出来れば同著をひもときながら巡り歩いてほしい。（「俱会一処」は、自治会事務所もしくはハンセン病資料館において販売している）

「全生園の隠れた史跡」



案内板設置場所



全生園の隠れた史跡

①監房跡

監房は、1915年に法律第11号「癲予防ニ関スル件」の1部を改正して、所長に懲戒検束権を付与するとともに設置された。周りを厚く高い煉瓦塀で囲む物々しさで、逃走、賭博、麻薬中毒に限らず、「患者心得」に照らして釈明も認めずに処罰し、従順を強いるためのみせしめにここに入れられた。

煉瓦塀は1948年頃に取り壊され、監房のほうも1952年頃には50メートルほど西南に移されたが、いずれも患者側の強い要請に施設が屈したものである。

②収容門跡

正門はかつて、入所する患者の入口ではなかった。1909年の創立当初から、ここの、収容門（公称通用門）を通して入所してきた。門の内側には門衛駐在所（または通用門見張所）があり、1913年には隣に仮浴室が設けられ、新入所者はまず入浴消毒させられた。1923年に収容門から50メートルほど南東に浴室付きの収容室が建ち、西隣には診療室があった。

北条民雄が「いのちの初夜」で、医師が一目見て「ははあん」とうなづいただけの診察を受け、入浴のあと棒縞の着物に着替えさせられて、監獄に行く罪人のような戦慄を覚えたと言ったのは、この診察室と収容室でのことである。

③全生劇場跡

歌舞伎は、開所して3ヶ月もたたないうちに旧礼拝堂で上演された。1910年に建てられた娯楽場（兼作業場）は全生座と名付けられ、春秋2回の公演によって歌舞伎は本格的になった。

1927年頃から、農産物品品評会が近隣との融和も兼ねて開催され、出品者に全生座の招待券を渡したため、2日間の公演に院外の観衆が多いときには3000人にも及んだ。

1937年に回り舞台の全生劇場が当処に竣工したが、7年後に失火によって消失し歌舞伎も急速に衰退した。

④帰省門跡

非常門は、秋津・上安松に向かう通りと、清瀬・志木に向かう通りの2ヶ所にあった。周囲の垣根は嚴重に造られており、非常門は火災のような事故に備えたものであるが、秋津・上安松の門は同時に帰省門でもあって、帰省者は監督（見張所職員）に錠を開けてもらい外に出た。はじめはもっと内側にあったが、敷地の拡張に伴って1932年頃にここに移された。

監督に見送られる疎ましさからか、患者が残した記録に帰省門についてはほとんど出てこない。それに手続きがやかましく、正規の帰省が稀有であった証拠でもあろうが、無断外出をして、夜、黒づくめの服装で張り込んでいた監督に捕まった話などはよく聞く。

⑤安松道跡

全生病院の建設敷地内には、雑木林や農家を縫って、大岱（恩多）から清瀬、志木に向かう道と、久留米（東久留米）

から秋津、上安松に向かう安松道とが交叉していた。それが開院に伴い、大岱からの道は所沢街道を横切って直ぐ病院の正門に阻まれ、久留米からの道は病院の東の土手を迂回するように変更されたが、これも病院の敷地拡張によって分断された。

現在の永代神社西側と築山西側の道は安松道の名残である。

完全な隔離対策によって、遮断されたかつての道が元通りではないにしても、ふたたび結ばれる日が来ようとしている。

⑥県木の森

火葬場や養豚場などがあったこのあたりは、現在では矢嶋公園と県木の森になっている。

これらの「県木の森」は、1983年に緑化委員会が呼び掛けたのに応じ、各都道府県から贈られたものである。それらのうちの大部分、すなわち北海道の蝦夷松、岩手・愛媛の赤松、宮城・福島・埼玉の樺、栃木の栃、千葉の楓、神奈川・大阪の銀杏、山梨・広島の楓、長野の白樺、岐阜の一位、愛知の花の木、和歌山の姥目榎、徳島の山桃、佐賀の楠などがここに植えられている。

⑦村づくり

故郷を失った患者たちは、終の住みかとなる村づくりに励んだ。「ハンセン病研究センター」も、桃、梨、柿、葡萄などを栽培していた果樹園の跡であるが、ここから西と南北のほうにも野菜や穀物の生産農地が広がり農作物の自給自足を目指していた。

このあたりは、果樹園の詰め所と井戸の跡に当たるが、井戸を掘った土は永代神社本殿の土台の土盛に使われた。村の鎮守様ということで、病気のかなり重い患者までが参加し、およそ数百人が2列に並んでバケツに入れた土を手渡しで運んだ。永代神社は、2年ほどの工期をかけて193年に竣工した。

⑧最初の火葬場跡

全生病院の最初の火葬場は、当時は院外であったこの納骨堂のあたりに1911年に造られた。霊安室兼解剖室は現在の永代神社の鳥居付近にあり、遺体はそこから大八車で火葬場に運ばれ、見送る患者たちは傍らの土手に上って、雑木林の彼方に煙が立ち上ると一斉に手を合わせ、別れを告げた。

大八車で遺体を運んだ丁髷頭の老人は、新入院の患者を東村山駅から人力車で病院に連れてきたりもしており、その途中で「もう一度乗せてやる」と言ったという言葉は今に残る語り草である。

この火葬場は、1923年の関東大震災によって崩壊した。

⑨豚舎と牛舎跡

残飯整理を兼ねて、1916年に豚小屋を建てている。当然、悪臭と豚の鳴き声に近くの寮舎から苦情が出て、1923年

頃にはほかに移し、さらに数年後、敷地の拡張とともにここに移った。南側に牛舎を併設し、1937年には豚舎だけが「豚君の碑」のあたりに移り、残った牛舎は間もなく閉鎖された。すべて患者作業とはいえ、最盛期には豚550頭、乳牛3頭、仔牛2頭、役牛1頭、綿羊1頭を飼育し、互恵会(財団法人全生病院互恵会、1931年設立)事業の柱として戦争中は特に食糧補給に大きく貢献したが、豚舎も1975年には閉鎖され、その資金をもとに神社通りの舗装が行われた。

⑩築山(望郷台)

全生病院の敷地は、1922年に南東側の土地を購入して倍の広さになった。その雑木林を、患者たちは汗と泥にまみれ、手足に血を滲ませながら、2年たらずのうちに農地に変えた。

このとき掘り起こした木の根を1ヶ所に集め、さらにその上に、逃亡防止のために掘られた堀の残土を、患者たちは望郷の念に駆られながら積み上げ、1925年に築山を完成させた。

築山に登ると、所沢街道を往きかう人や車、そして富士山や秩父の山並みも見え、患者たちはここから故郷の空を眺めて家族を思い、人知れず涙を流したものであった。

⑪敷石道

この一帯は関東ローム層で、雨の日や霜柱が融けたときなどは、下駄がとられるほどぬかって、殊に盲人たちは出歩くのに難渋した。

1930年頃、道に石を敷く話がもちあがり、患者と職員とが費用を出し合って工事にかかった。

しかし、これではとても足りず、「多磨」誌の全身である「山櫻」を通すなどして募金を呼びかけ、それぞれの不自由舎をつなぐとともに、医局や風呂場、礼拝堂などへの敷石道を造った。

盲人たちは敷石を杖の先で探り探り歩いた。

⑫秩父舎跡

秩父舎は、癩予防教会の寄贈による寮舎で、当時の入居者は療養費の一部を自己負担するたてまえになっていた。2室の雑居部屋と1室の書斎とからなり、北条民雄(1914～1937年)の名作「いのちの初夜」はこの書斎で書かれた。これを脱稿した1935年末頃から体調を崩し、病苦に耐えて執筆を続けていたが、東側の窓の外に見えたこの楓は、いつときの安らぎになったであろう。

なお北条は、秩父舎をもじって最初の筆名を秩父晃一と名乗っていた。

⑬礼拝堂跡

礼拝堂は、最初は寺子屋のように学童の教室になったり、供養、葬儀、諸式典、講演、慰問などの様々な行事の場にもなっていた。

1925年には当処に新築され、木造では北多摩随一の建造物と言われた。戦後も公会堂や各宗団の会堂が立つまで

は、宗教行事や映画などのほかに患者大会も行われていた。この柵植の木は来賓及び職員側玄関前にあったもので、患者の入口は裏手にあり、患者席は職員席よりも一段低く、間には柵の仕切りがあった。

1982年には、老朽化が激しくなったために解体された。

⑭開所当初の墓地跡

開所(1909年)して2年程の間に亡くなった約80人の患者たちは、このあたりの松の根本に埋葬された。はじめは土葬であったが、しばらくしてからは夜天で焼かれた。松の木は、墓標がわりに植えられた小松が成長したものと言われるが、ここに埋葬されていた遺骨はすべて1930年に発掘されたから、これらの松の木は改めて植え直されたのかもしれない。

現在、納骨堂の入口に立つ「全生者之墓」の墓碑は、1916年に浅草東本願寺から贈られて最初はここにあった。

⑮見張所跡

見張所とは、患者の日常や動静を監視する屯所のようなもので、そこに勤務する職員は監督と呼ばれた。業務の内容は患者作業の督励、風紀または衛生上の注意、郵便物の発受点検、面会人立会い、巡視、監禁処分、遺体処理などと幅広く、実態は24時間体制の囚人の監視と変わらなかった。

見張所の名称は、事務分館に変わる1935年まで続いたが、現在では福祉課と名称も改まり、入所者の生活援助を主とする福祉業務が行われている。

⑯洗濯場跡

かつての療養生活は、その大半が低賃金による患者自身の作業に支えられていた。洗濯作業も当然、開院当初からあったが、1941年6月6日洗濯場主任の山井道太は、汚れた包帯やガーゼを腐らせてしまったと、院長の懲戒検査権によって草津の重監房に送られた。

破れたゴム長靴は足の穿孔症(俗にうら傷)や神経痛によくないと、新しいものを要求して拒否され2、3日洗濯作業を休んだ責任を負わされたためであった。

獄中で山井は忽ち重体となり、42日後に出獄を許されたが間もなく死んだ。それは暗黒の療養所を象徴する事件であった。

⑰櫓の木の列

開院当初の患者の居住区域の周りには、深い空堀が掘られ、掘り出した土を内側に盛って高い土手を築き、患者の逃走を防止する目的で、さらに土手の上に棘の多い枸橘を植えるか有刺鉄線を張るかしてあった。

この櫓の木の列は、土手の内側に沿って並んでいるが、光田健輔や林芳信らは近隣の住民にも診療を行っており、その謝礼がわりに東村山村民が植えたものである。かつて、患者が訪れた人を見送ることができたのは、正門から離れたこの櫓の木あたりまでであった。

全生園 歴史と木々と

多磨全生園は最初、12の連合府県立病院として1909(明治42)年、現在地に設立されました。まだ、有効な治療方法のなかった時代でしたので、患者を社会から隔離するのが主な目的でした。

東村山は人口僅か6,108人、南秋津はその中心からも遠く、「追いはぎが出た」「狐に化かされた」と聞かされても不思議ではないような田舎でした。

その全生病院が1941(昭和16)年、国立に移管され、国立多磨全生園になると共にハンセン病患者はすべて、いやおうなしに療養所へ収容されることになりました。

入所者定員が増やされ、敷地も何度か拡張されました。昔ながらの雑木林が入所者の手により、次々に開墾され、入所者はやがて、ここを第二の故郷と考えるようになりました。11万坪(35万m²)が広い狭いか、どう考えるにせよ、ここだけが入所者に許された自由な天地でした。

すでに戦争が始まっていました。自給自足を理想として牛や豚、鶏を飼い、林を畑に変えて麦や野菜を作り、誰でも「これでも患者の生活か」と思うような日常になっていきました。入所者は、その他、製茶や果樹園、重傷者の看護や施設運営のためのたくさんの作業を担っていましたが、配給の食糧が覚束なくなるだけでなく、医薬品や衣類や燃料も全く欠乏し、見つければ罰せられたにも拘らず、木を盗伐してこなければ寒さに震えていなければならず、ましてお茶を沸かすことも目刺を焼くことも、庭で収穫したじゃが芋をゆでることもできませんでした。心ならずも、垣根の内外を問わず、夥しい立木が切り倒されました。

終戦前後の入所者動向

年度	推移	在園者数	新入所者数	死亡者数	逃走者数
昭和17年		1,418人	319人	149人	35人
18年		1,518人	242人	114人	8人
19年		1,407人	178人	136人	73人
20年		1,221人	73人	142人	58人
21年		1,117人	84人	105人	32人
計			896人	646人	206人

終戦前後は栄養失調で死亡する者が激増。逃走者も後を絶たない状態でしたが、また食糧難、衛生環境悪化などで、感染、発病する人も多かった。(表参照)

あしたに仰ぐ不二の山
 ゆうべに映ゆる秩父の嶺
 空より広き武蔵野の
 なかに我等の住まいあり

園歌の一節です。

入所者は自然の懷ろに抱かれ、花や小鳥を慰めに苛酷な時代に耐えてきたのでした。従って、平和な時代を迎えたとすぐ、そして今日まで、入所者と自治会はいつも、緑化に力を入れてきましたし、それは、かつての苦しさを忘れず、戦争はごめんだ、平和を守ろう、という思いをこめて、とい

ってよいでしょう。

東村山町が市になり（昭和39年）、南秋津が青葉町になりました。きっと全生園をはじめ、この地域に緑が一杯残されていたからです。ただし、緑化活動によって全生園の緑が色を濃くしていくにつれ、周囲に人家が増え、林と畑と緑が激減しつつあるわけですが、すでに地球的規模で環境破壊と大気汚染が進んでいる、といわれています。

プロミン等スルフォン剤が特効薬として出現し、不治といわれたハンセン病が治る病気になって60年余になります。入所者の99%以上が実は菌陰性です。そのかわり新発生患者がゼロになり、高齢化が進む一方です。入所者の平均年齢が80歳に達し、全生園が役割を終える日が迫っている、ということができそうです。

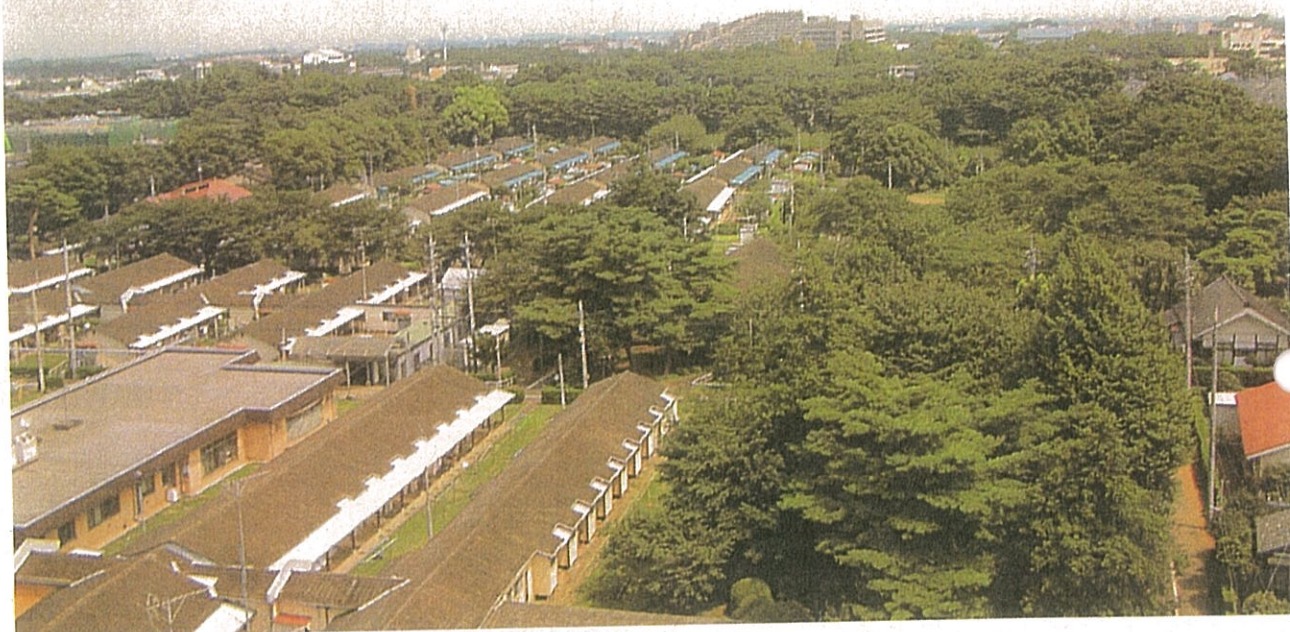
全生園の入所者と自治会は今、地域のお世話になったお礼に森を残そうと考え、特に1971(昭和46)年以降、緑化活動に力を入れてきました。やがて、その全生園の緑と全生園の土地が、地域のオアシスとして又、人権の森として市民に受け継がれ、ハンセン病の歴史的教訓と一緒に生かされていくことが私たちの念願です。

名誉園長顕彰碑建立日

1964(昭和39)年7月7日	林 芳信 胸像
1977(昭和52)年8月2日	矢嶋良一 矢嶋公園
1977(昭和52)年11月7日	新井正男 新井公園
1991(平成3)年5月8日	大西基夫 大西通り
1994(平成6)年5月24日	成田 稔 成田庭園
1999(平成11)年3月18日	村上國男 村上梅林

森林造成年

1940(昭和15)年	竹林
1955(昭和30)年	桜並木
1959(昭和34)年	楓の園
1977(昭和52)年	一人一木運動(椿、山茶花)
1984(昭和59)年3月	森林浴道
1984(昭和59)年6月	県木の森
1991(平成3)年	けやきの丘
2006(平成18)年	桜公園



全生園南東方面（第1センター、一般独身寮、夫婦寮）



全生園西北方面（本館、医局、病棟）



緑化活動のあゆみ

1909(明治42)年9月28日	第1区府県立全生病院開設
1924(大正13)年	逃走を防ぐため、空壕堀り壕堤上にカラタチの木を植える
1925(大正15)年	築山(望郷の丘)完成
1940(昭和15)年	紀元2600年記念として、ケヤキ苗2600本を養生、院の周囲に植樹したが、その後防空壕用材や燃料のため伐材され、戦後再び植樹された。
1941(昭和16)年	全生病院が国立に移管、多磨全生園となる
1948(昭和23)年4月3日～5日	「園内緑化デー」、各宗団、自主団体、篤志家、在園者一同より1万4240円の募金があり、吉野桜、山桜、彼岸桜、しだれ桜、八重桜、三ツ葉楓、アカシヤなど590本を植樹、緑化委員会設置
1960(昭和35)年2月	園周囲の柵の垣根を1.3メートルの高さに刈り込む
1971(昭和46)年	再建自治会に緑化委員会を再建
1982(昭和52)年	一人一木運動始まる
1983(昭和53)年	各県の寄贈で「県木の森」植樹
1983(昭和53)年3月	ポット苗4000本植樹、入所者、職員250人参加
1985(昭和60)年4月	「緑のしおり」発行
1989(平成1)年	CO ² (二酸化炭素)測定始まる(以後毎年)
2001(平成13)年	「人権の森構想」で募金活動始まる
2002(平成14)年	自治会、東村山市当局が「人権の森構想」で厚労省へ要請
2003(平成15)年	男子独身舎(山吹舎)修復完成
2004(平成16)年	「望郷の丘」修復完成
2008(平成20)年	老朽化した全生学園を解体。記念碑建立
2009(平成21)年3月	東京の三弁護士会が、全生園の歴史的建造物等の施設、森林、緑地保全のための要望書を厚労省、東京都、東村山市に出す。
2009(平成21)年4月	ハンセン病問題基本法施行

県木植樹場所

平成21年3月10日

都道府県名	樹木名	植樹場所	都道府県名	樹木名	植樹場所
北海道	えぞ松	矢嶋公園	滋 賀	もみじ	矢嶋公園
青 森	ヒバ	矢嶋公園	京 都	北山杉	さくら公園脇
岩 手	赤松	旧学園脇	大 阪	いちよう	矢嶋公園
宮 城	けやき	矢嶋公園	兵 庫	楠木	旧東浴場脇
秋 田	秋田杉	さくら公園脇	奈 良	杉	さくら公園脇
山 形	さくらんぼ	けやきヶ丘	和歌山	ウバメガシ	さくら公園脇
福 島	けやき	矢嶋公園	鳥 取	キャラボク	新井公園
茨 城	梅	矢嶋公園	島 根	黒松	矢嶋公園
栃 木	とち	矢嶋公園	岡 山	赤松	旧学園脇
群 馬	黒松	旧学園脇	広 島	もみじ	矢嶋公園
埼 玉	けやき	矢嶋公園	山 口	赤松	旧学園脇
千 葉	榎	矢嶋公園	徳 島	やまもも	矢嶋公園
東 京	いちよう	矢嶋公園	香 川	オリーブ	リハ科南
神奈川	いちよう	矢嶋公園	愛 媛	赤松	旧学園脇
山 梨	かえで	矢嶋公園	高 知	やなせ杉	矢嶋公園
長 野	白樺	矢嶋公園	福 岡	つつじ	矢嶋公園
新 潟	雪椿	—	佐 賀	楠木	矢嶋公園
富 山	杉	さくら公園脇	長 崎	椿	けやきヶ丘前
石 川	あすなろ	—	熊 本	楠木	桜並木脇
福 井	松	新井公園	大 分	ぶんご梅	永代神社前
岐 阜	いちい	矢嶋公園	宮 崎	フェニックス	新井公園
静 岡	キンモクセイ	けやきヶ丘	鹿児島	楠木	桜並木脇
愛 知	花の木	—	沖 縄	リュウキュウ松	—
三 重	伊勢杉	矢嶋公園	韓 国	むくげ	矢嶋公園

創立以前からのものを含め、何万本の木があるかわかりませんが、大部分はあとから植えられた木であり、一本一本に入所者の思いがしみこんでいるといつてよく、ここでは木々の年輪と全生園の歴史は重なり合っているのです。

因みに園のまわりにめぐらされた生け垣の柵が1249株、寮舎の周囲のひば垣だけでも6177本も植えられ、整然と手入れがなされています。

緑化委員会の1986年調査による「園内樹木一覧」によれば、竹を別にして252種類の木があり、あすなろ、あせび、うこぎ、オリーブ、黒文字、桂、梓、白樺、ムラサキシキブ、

メタセコイア等、珍しい木も少なくありません。

先頃、草の名前を150種ほどメモしてくれた人がいましたが、名前がわからないもの、個人の庭の園芸種や雑木林をもっと探したら、きっとその倍はある、ということでした。

それでも、ねじり花、破れ傘、十二単衣、藪甘草、蛍袋、烏瓜、蚊帳吊り草等珍しいものがいっぱい。

昔はせんぶり、げんのしょうこなどもありましたが、今でもどくだみ、おおばこ、甘茶づる、コンフリー、よもぎ等、ここは薬草の宝庫だという人もいます。

園内の草花一覧

春の草花

二輪草
立浪草
キンラン
スマレ
二人静
紫ケマン草
十二単衣
草ボケ
フェリンドウ
地シバリ
垣通シ
灯台草
カタバミ
アマナ
イタドリ
竜ノヒケ
雪ノ下
チヂミ草
ヤブカンソウ
ギボウシ
ノアサミ

姫ジオン
トキワハセ
スズメノエンドウ
ヘビイチゴ
踊子草
庭石菖
花イバナ
母子草
ナズナ
ネジリ草
サナエタデ
ナルコ百合
オオ犬のフグリ
スズメのテッポウ
カゴソウ
ミソハギ
三葉ツチグリ
ヨメナ
シラン
ハラン
松葉ボタン
オシロイ花
山百合

ツワブキ
ヤブレガサ
キラン草
ヨモギ
ノビル
紫カタバミ
ドクダミ
ギシギシ
(別名ウマノスカンボ)
オオバコ
ハコベ
スズラン
タンポポ
マンネン草
タビラコ
キツネのボタン
タチツボスミレ
タネツケバナ
紫サギゴケ
カラスのエンドウ
コバン草
ヤブラン
イヌトオバナ

ハルノゲン
コニシキ草
ザクロ草
ヒメチドメ
イヌガラシ
スズメのカタビラ
ノガリヤス
キツネガヤ
モントプレッシャー
ホトケの座
ドイツアザミ
トクサ
キキョウ
オミナエシ
犬ゴマ
ナデシコ
オダマキ
松葉菊
桃色月見草
シバザクラ
春蘭
エビネ
シオン

サクラソウ
テッセン
レンゲ
ハコベ
ツリガネ草
クローバー
春ジオン
ノジラン
ムツカリ
コウゾリナ
クレソン
万両
千両
拾両

夏の草花

スベリヒユ
ツユ草
ヒルガオ
ホーキグサ
アカザ
カツヤリ草

ヘグリカツラ
ヤブカラシ
甘茶ズル
オオマツヨイグサ
ヤエムグラ
スギナ
タケニグサ
イヌタデ
オオケタデ
ミズヒキ
カモガヤ
キツネノタマゴ
ママコノシリヌグイ
アオミズ
イグサ
ホタルブクロ
メキシコヒマワリ
ハマゴウ
ハマニガナ
ルピナス
リンドウ
アオイ

秋の草花

ホトトギス
キツネのカミソリ
オトギリソウ
梅バチ
ジュヤク
河原ケツメイ
カラスウリ
ホーズキ
ススキ
メヒシバ
エノコログサ
チカラシバ
ヒナタイのコツチ
オヒシバ
オニのゲシ
オモト
秋の野芥子
ヒガン花
秋ジオン
ジュズダマ

以上152種ですが、この他に名の判らないのが沢山あります。



◀ 全生学園跡

1931(昭和6)年に建立。1953(昭和28)年、義務教育が法制化され化成小学校と第1中学校から正規の先生が派遣される。
1979(昭和54)年、最後の中学卒業生を送り廃校。
2008(平成20)年解体し記念碑を建立。

成田庭苑 ▶

1994(平成6)年5月24日成田先生の長年の功績を讃え顕彰碑を建立する。



◀ けやきの丘

1990(平成2)年、焼却場の燃焼ごみの上に土を盛り上げ丘をつくる。上に石テーブル、水道、下に翌年石碑を建立。

村上梅林 ▶

1991(平成3)年3月18日、東梅林を村上梅林に決め、顕彰碑を建てる。





桜公園 ▲

昭和30年に植えた資料館通りの桜並木の下が花見会場だったが、今は北側の桜公園が花見会場の主流となった。桜並木には提灯がつるされ、夜桜も楽しめる。



◀ 紅白のしだれ桜

桜公園の中の一風景。

桜の時季には1万2000人以上の地域住民が花見に訪れる。

竹林 ▶

1940(昭和15)年頃、物干竿や簾など竹細工用の直竹570本の種竹を植える。

孟宗竹など3か所の竹林があり、筍が400kg以上採れ、給食用の他販売もしている。





◀ 坂口厚生労働大臣植樹

2001(平成13)年4月18日、熊本判決の直前全生園、資料館を訪れた。その際、記念植樹を行ったが、その後7月24日、謝罪訪問のため再来園された。

梅もぎ ▶

梅もぎ、緑化作業(平成7年)。
多い時は400kg以上収穫、入所者に安く販売し売上金は緑化資金とする。



◀ 全生園まつり

文化祭を「全生園まつり」と名を変え第36回(平成21年)を迎えた。

毎年11月3日は作品展示の他にもまつり広場で模擬店、福引、イベントが行われ賑わう。

納涼祭 ▶

1978(昭和53)年8月18日、16年ぶりに盆踊りを復活。模擬店、花火、福引などで賑わう。





◀ 国立ハンセン病資料館

1993(平成5)6月25日、高松宮記念ハンセン病資料館として開館。

2007(平成19)年4月1日、国立ハンセン病資料館としてリニューアルオープン。

中央通り▶

中央通り、医局東口より納骨堂まで西約400メートル、南門より永代神社まで約300メートルの神社通りとともに園内中央の主幹道路。



遊歩道▲

宗教地区、山吹舎南、望郷の丘、村上梅林、松林、納骨堂、資料館通り、ハンセン病研究センター西、矢嶋公園、グラウンドを回るコースは、入所者、外部の人の散歩コースとして賑わっている。

▼ つつじ通り

資料館西側、村上梅林まで。



ハンセン病について

伝染力のきわめて弱い病原菌
(らい菌)による慢性の伝染病です。

乳幼児のときの感染以外はほ
とんど発病の危険性はありません。

不治の病気ではなく、結核と同
じように治癒する病気です。

治癒したあとに残る変化は単
なる後遺症にすぎません。

(厚生労働省)

全生園は今年、創立100周年に当たり
ます。この100年のあいだに職員に感染
した例が全くないことから、ハンセン
病の伝染性が如何に微弱であるかがわ
かります。国の誤った強制隔離政策により、
患者と家族のうえに多くの悲劇が重ねら
れてきましたが、美をもってこれをどう
しめくくっていくか、それが私達とあな
た方、国民すべてに負わされた課題とな
っているのです。

1996年4月 らい予防法廃止

2001年5月 国家賠償訴訟の勝利判決

2009年4月 ハンセン病問題基本法施行

私たちの縁を残していこうという願い
と思いは、地域の多くの人たちの心を動
かし、東村山市の支援を受けて人権の森
として受け継がれています。

た ま ぜんしょうえん 国立療養所 多磨全生園

所 轄／厚生労働省

所 在 地／東京都東村山市青葉町4-1-1

敷 地／357,766m²

入所者数／298人

職員定数／361人

発行 ■ 全生園入所者自治会

〒189-0002 東京都東村山市青葉町4-1-10

TEL 042(395)1101 (代表)

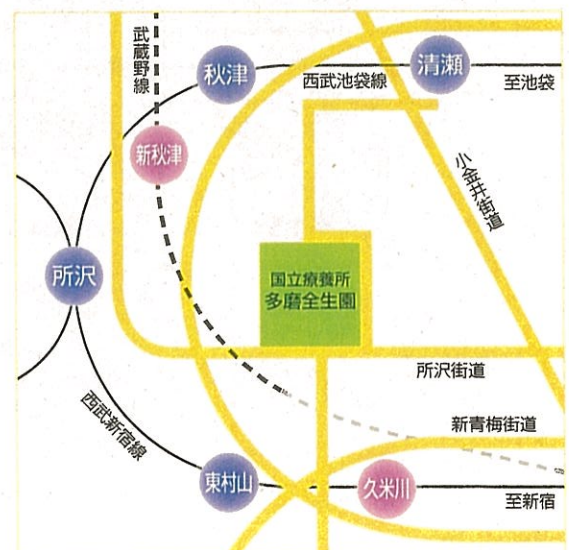
042(393)9784 (自治会)

2009年9月15日

印刷 ■ コロニー東村山印刷所

〒189-0001 東京都東村山市秋津町2-22-9

TEL 042(394)1111



ACCESS

交通機関

バスにて全生園下車

(西武池袋線清瀬駅より久米川駅行き又は所沢駅行き
久米川駅より清瀬駅行き、所沢駅行き、新秋津駅行き)

全生園の隠れた史跡めぐり

■■■

発行：多磨全生園入所者自治会
〒189-0002 東京都東村山市青葉町4-1-10
TEL 042(393)9784
FAX 042(393)4465

緑の中に埋もれた歴史を
ゆっくり探してみませんか。

12 秩父舎跡

秩父舎は、癩予防協会の寄贈による寮舎で、当時の入居者は療養費の一部を自己負担するたてまえになっていた。2室の雑居部屋と1室の書斎とからなり、北条民雄(1914～1937年)の名作「いのちの初夜」はこの書斎で書かれた。これを脱稿した1935年末頃から体調を崩し、病苦に耐えて執筆を続けていたが、東側の窓の外に見えたこの楓は、いつときの安らぎになったであろう。なお北条は、秩父舎をもじって最初の筆名を秩父晃一と名乗っていた。

13 礼拝堂跡

礼拝堂は、最初は寺子屋のように学童の教室になったり、供養、葬儀、諸式典、講演、慰問などの様々な行事の場にもなっていた。1925年には当処に新築され、木造では北多摩随一の建造物と言われた。戦後も公会堂や各宗団の会堂が建つまでは、宗教行事や映画などのほかに患者大会も行われていた。この柘植の木は来賓及び職員側玄関前にあったもので、患者の入口は裏手にあり、患者席は職員席よりも一段低く、間には柵の仕切りがあった。1982年には、老朽化が激しくなったために解体された。

14 開所当初の墓地跡

開所(1909年)して2年程の間に亡くなった約80人の患者たちは、このあたりの松の根元に埋葬された。はじめは土葬であったが、しばらくしてからは野天で焼かれた。松の木は、墓標がわりに植えられた小松が成長したものと言われるが、ここに埋葬されていた遺骨はすべて1930年に発掘されたから、これらの松の木は改めて植え直されたものかもしれない。現在、納骨堂の入口に立つ「全生者之墓」の墓碑は、1916年に浅草東本願寺から贈られて最初はここにあった。

15 見張所跡

見張所とは、患者の日常や動静を監視する屯所のようなもので、そこに勤務する職員は監督と呼ばれた。業務の内容は患者作業の督励、風紀または衛生上の注意、郵便物の発受点検、面会人立会い、巡視、監禁処分、遺体処理などと幅広く、実態は24時間体制の囚人の監視と変わらなかった。見張所の名称は、事務分館に変わる1935年まで続いたが、現在では福祉課と名称も改まり、入所者の生活援助を主とする福祉業務が行われている。

16 洗濯場跡

かつての療養生活は、その大半が低賃金による患者自身の作業に支えられていた。洗濯作業も当然、開院当初からあったが、1941年6月6日洗濯場主任の山井道太は、汚れた包帯やガーゼを腐らせてしまったと、院長の懲戒検束権によって草津の重監房に送られた。破れたゴム長靴では足の穿孔症や神経痛によくないと、新しいものを要求して拒否され2、3日洗濯作業を休んだ責任を負わされたためであった。

獄中で山井は忽ち重体となり、42日後に出獄を許されたが間もなく死んだ。それは暗黒の療養所を象徴する事件であった。

17 檜の木之列

開院当初の患者の居住区域の周りには、深い空堀が掘られ、掘り出した土を内側に盛って高い土手を築き、患者の逃走を防止する目的で、さらに土手の上に棘の多い枸橘を植えるか有刺鉄線を張るかしてあった。この檜の木の列は、土手の内側に沿って並んでいるが、光田健輔や林芳信らは近隣の住民にも診療を行っており、その謝礼がわりに東村山村民が植えたものである。かつて、患者が訪れた人を見送ることができたのは、正門から離れたこの檜の木あたりまでであった。

葉の横、神奈川・大阪の銀杏、山梨・広島のかえで、長野の白樺、岐阜の一位、愛知の花の木、和歌山の姥目櫟、徳島の山桃、佐賀の楠などがここに植えられている。

7 村づくり

故郷を失った患者たちは、終の住みかとなる村づくりに励んだ。「ハンセン病研究センター」も、桃、梨、柿、葡萄などを栽培していた果樹園の跡であるが、ここから西と南北のほうにも野菜や穀物の生産農地が広がり、農作物の自給自足を目指していた。このあたりは、果樹園の詰所と井戸の跡に当たるが、井戸を掘った土は永代神社本殿の土台の土盛りに使われた。村の鎮守様ということで、病気のかなり重い患者までが参加し、およそ数百人が2列に並んでバケツに入れた土を手渡しで運んだ。永代神社は、2年ほどの工期をかけて1934年に竣工した。

8 最初の火葬場跡

全生病院の最初の火葬場は、当時は院外であったこの納骨堂のあたりに1911年に造られた。霊安室兼解剖室は現在の永代神社の鳥居付近にあり、遺体はそこから大八車で火葬場に運ばれ、見送る患者たちは傍らの土手に上って、雑木林の彼方に煙が立ち上ると一斉に手を合わせ、別れを告げた。大八車で遺体を運んだ丁髷頭の老人は、新入院の患者を東村山駅から人力車で病院に連れてきたりもしており、その途中で「もう一度乗せてやる」と言ったという言葉は今に残る語り草である。この火葬場は、1923年の関東大震災によって崩壊した。

9 豚舎と牛舎跡

残飯整理を兼ねて、1916年に豚小屋を建てている。当然、悪臭と豚の鳴き声に近くの寮舎から苦情が出て、1923年頃にほかに移し、さらに数年後、敷地の拡張とともにここに移った。南側に牛舎を併設し、1937年には豚舎だけが「豚君の碑」のあたりに移り、残った牛舎は間もなく閉鎖された。すべて患者作業とはいえ、最盛期には豚550頭、乳牛3頭、仔牛2頭、役牛1頭、緬羊1頭を飼育し、互恵会(財団法人全生病院互恵会、1931年設立)事業の柱として戦争中は特に食料補給に大きく貢献したが、豚舎も1975年には閉鎖され、その資金をもとに神社通りの舗装が行われた。

10 築山(望郷台)

全生病院の敷地は、1922年に南東側の土地を購入して倍の広さになった。その雑木林を、患者たちは汗と泥にまみれ、手足に血を滲ませながら、2年たらずのうちに農地に変えた。このとき掘り起こした木の根を1カ所に集め、さらにその上に、逃亡防止のために掘られた堀の残土を、患者たちは望郷の念に駆られながら積み上げ、1925年に築山を完成させた。築山に登ると、所沢街道を往きかう人や車、そして富士山や秩父の山並みも見え、患者たちはここから故郷の空を眺めて家族を思い、人知れず涙を流したものであった。

11 敷石道

この一帯は関東ローム層で、雨の日や霜柱が融けたときなどは、下駄がとられるほどぬかって、殊に盲人たちは出歩くのに難澁した。1930年頃、道に石を敷く話がちあがり、患者と職員とが費用を出し合って工事にかかった。しかし、これではとても足りず、「多磨」誌の前身である「山櫻」を通すなどして募金と呼びかけ、それぞれの不自由舎をつなぐとともに、医局や風呂場、礼拝堂などへの敷石道を造った。盲人たちは敷石を杖の先で探り探り歩いた。

1 監房跡

監房は、1915年に法律第11号「癩予防ニ関スル件」の1部を改正して、所長に懲戒検束権を付与するとともに設置された。周りを厚く高い煉瓦塀で囲む物々しさと、逃走、賭博、麻薬中毒などに限らず、「患者心得」に照らして釈明も認めずに処罰し、従順を強いるためのみせしめにここに入れられた。煉瓦塀は1948年頃に取り壊され、監房のほうも1952年頃には50メートルほど西南に移されたが、いずれも患者側の強い要請に施設が屈したものである。

2 収容門跡

正門はかつて、入所する患者の入口ではなかった。1909年の創立当初から、この、収容門(公称通用門)を通して入所してきた。門の内側には門衛駐在所(または通用門見張所)があり、1913年には隣に仮浴室が設けられ、新入所者はまず入浴消毒させられた。1923年に、収容門から50メートルほど南東に浴室付きの収容室が建ち、西隣には診察室があった。北条民雄が「いのちの初夜」で、医師が一目見て「ははあん」とうなづいただけの診察を受け、入浴のあと棒縞の着物に着替えさせられて、監獄に行く罪人のような戦慄を覚えたと言いたのは、この診察室と収容室でのことである。

3 全生劇場跡

歌舞伎は、開所して3ヵ月もたたないうちに旧礼拝堂で上演された。1910年に建てられた娯楽場(兼作業場)は全生座と名付けられ、春秋2回の公演によって歌舞伎は本格的になった。1927年頃から、農産物品評会が近隣との融和も兼ねて開催され、出品者に全生座の招待券を渡したため、2日間の公演に院外の観衆が多いときは3000人にも及んだ。1937年に回り舞台の全生劇場が当処に竣工したが、7年後に失火によって焼失し歌舞伎も急速に衰退した。

4 帰省門跡

非常門は、秋津・上安松に向かう通りと、清瀬・志木に向かう通りの2ヶ所にあった。周囲の垣根は嚴重に造られており、非常門は火災のような事故に備えたものであるが、秋津・上安松への門は同時に帰省門でもあって、帰省者は監督(見張所職員)に錠を開けてもらい外に出た。はじめはもっと内側にあったが、敷地の拡張に伴って1932年頃にここに移された。監督に見送られる疎ましきからか、患者が残した記録に帰省門についてはほとんど出てこない。それに手続きがやかましく、正規の帰省が希有であった証拠でもあろうが、無断外出をして、夜、黒づくめの服装で張り込んでいた監督に捕まった話などはよく聞く。

5 安松道跡

全生病院の建設敷地内には、雑木林や農地を縫って、大岱(恩多)から清瀬、志木に向かう道と、久留米(東久留米)から秋津、上安松に向かう安松道とが交叉していた。それが開院に伴い、大岱からの道は所沢街道を横切って直ぐ病院の正門に阻まれ、久留米からの道は病院の東の土手を迂回するように変更されたが、これも病院の敷地拡張によって分断された。現在の永代神社西側と築山西側の道は安松道の名残りである。完全な隔離対策によって、遮断されたかつての道が元通りではないにしても、ふたたび結ばれる日が来ようとしている。

6 県木の森

火葬場や養豚場などがあったこのあたりは、現在では矢嶋公園と県木の森になっている。これらの「県木の森」は、1983年に緑化委員会が呼び掛けたのに応じ、各都道府県から贈られたものである。それらのうちの大部分、すなわち北海道の蝦夷松、岩手・愛媛の赤松、宮城・福島・埼玉の欒、栃木の栂、千

「全生園の隠れた史跡」

案内板について

多磨全生園は、はじめ東京府、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、群馬県、栃木県、愛知県、静岡県、山梨県、長野県、新潟県の1府11県を管轄区域とする第1区連合府県立全生病院(ぜんせいびょういん)として、1909年9月28日に創立され、1941年7月1日に国に移管されて厚生省所管となり、名称も国立療養所多磨全生園(たまぜんしょうえん)に改まった。

プロミンなどの化学療法導入前(1947年以前)のハンセン病は、治癒はほとんど望めないように思われており、いつまでも感染源になるのではないかということから、その感染力はいたって弱いにもかかわらず、患者たちは生涯にわたって隔離された。

病気を癒すことができないようでは、療養所ではなしに収容所と言ったほうがよく、実際に病人が病人として扱われないところが少なかった。そのために、療養所の運営を助ける患者作業の強制、逃走防止を主な目的とした懲戒検束、所内婚姻の条件としての断種手術など、いくつかの不法な行為も行われていた。

ここで、このような歴史をとどめる跡にたたずみ、わが国におけるハンセン病対策の過ちを振り返ってほしいと願い、「全生園の隠れた史跡」(中には現存するものもある)を作ってみた。全生園もいずれは終りを迎えるであろうが、そのときはこの広大な敷地と中の史蹟建造物を、「人権の森」として後世に残そうという構想がある。「全生園の隠れた史跡」の案内板は、「人権の森」の存在意義を、人々に教える一つの道標ともなろう。

なお案内板の文面は、多くを多磨全生園入所者自治会編「俱会一処」(くえいっしょ)によっているから、出来れば同著をひもときながら巡り歩いてほしい。
(「俱会一処」は、自治会事務所もしくはハンセン病資料館において販売している)

「全生園の隠れた史跡」案内板設置場所

東京都教育委員会指定近代和風建築

- 永代神社
- 旧図書館
- 旧山吹舎



所在地 東京都東村山市青葉町4-1-1
創立 1909(明治42)年9月28日
敷地面積 358,116㎡

1 旧少年少女舎 1921(大正10)年に子供舎から分れて少女舎(菊舎10人位)がつけられた。昭和4年には少年少女団が結成され、ボーイスカウトの様な服装で、毎月2回教練、体操、手旗信号の練習、早天皇居掻痒式が行われた。昭和15年には、20才以下は男76名、女32名、計108名もいた。
今の少年少女舎は昭和28年に造られたものである。

2 山吹舎 1928(昭和3)年に患者大工の手で建築された。4軒長屋(トイレ、流し共同)で1部屋12畳半に多い時は8人が共同生活をしていた。2003(平成15)年、人権の森構想の募金で復元された。NPO活き生きまちづくり、人権の森委員会が、定期的に清掃してくれる。

3 新井公園 新井正男先生の「治療と研究のメッカとなれ」顕彰碑表面のこの文字は、園長就任時の言葉である。1951(昭和26)年、千葉医大を卒業して長島愛生園へ、同28年多磨全生園へ眼科医として転任、医長、医務部長、副園長を経て昭和51年に園長となるも翌52年1月4日急逝される。他園からの受診者、手術者も数多く、惜しまれる。正五位従四位旭日小綬賞受賞

4 旧図書館(理・美容室) 1936(昭和11)年、上野の帝室博物館が鉄筋コンクリートの建物に切り替わる時に、宮内庁において解体した用材を拂い下げてもらい、患者大工の手によって復元した。当時は図書館、会議室として使用していたが、患者作業の返還で今は理・美容室として利用している。

5 全生学園跡 昭和6年に全生学園の校舎が落成した。1953(昭和28)年、教育基本法の施行により、化成小学校、東村山市立第2中学校の分校となり、正規の先生が派遣され、今までの患者の先生は補助教師として残った。1979(昭和54)年、生徒が居なくなり閉校となったが、老朽化した校舎をこわし、平成20年「全生学園跡」の記念碑を建立した。

6 望郷の丘 雑木林を開墾した時の樹木の根株を積み重ね、その上に逃走防止用の空壕を掘った際の残土をかぶせ、踏み固めて1925(大正14)年に築山(望郷の丘)を完成させた。入所者のほとんどがこの丘に登り故郷を偲んだ。

7 森林浴道 園内を散策する入所者や外部の人たちがふえてきたため、1984(昭和59)年、緑化委員会が遊歩道(森林浴道)をつくった。山吹舎から望郷の丘、村上梅林、納骨堂、桜並木、矢嶋公園、永代神社、野球場、楓公園、

官舎地区と一巡できる。

8 村上梅林 村上國男先生は、平成3年、東京病院から多磨全生園副園長として転任、平成5年園長となる。1996(平成8)年、らい予防法廃止の際は所長連盟会長として素早く大谷見解に賛同の声明を出し、らい予防法廃止に側面から尽力された。平成11年顕彰碑建立。瑞宝中綬賞正五位受賞

9 けやきと一人一木並木 中央通り自治会前より納骨堂にかけて植えられた39本のけやき並木の間に、昭和57年に緑化委員会の呼びかけで、1人1木運動(一本5千円で希望すれば氏名をつける)が始まった。最終的には180本の椿やさざんかが植えられ、季節毎に美しい花を咲かせている。

10 けやきの丘 面会人宿泊所北側にあったごみ焼き場の残滓を運び、その上に土をかぶせ株立ちのけやきなどを植えた。名前は公募したもので、丘の上には石卓、石座台、水呑み場もある。昭和59年山下緑化委員長の多大な寄附金によって造成された。

11 いのちとこころの人権の森宣言碑 東村山市が多磨全生園創立100周年に合せて、市役所、市民団体、全生園関係者等10数名の起草委員会をつくり、6回の会合を重ねて宣言文を作成した。自治会では碑をつくり、2010年3月6日多数の関係者を招き除幕式を行った。

12 納骨堂 1935(昭和10)年6月19日、起工以来1年、延3442人の患者作業によって竣工。昭和61年老朽化のため、入所者よりの募金によって、同型で1.5倍の現納骨堂を再建した。正面の「俱会一処」の文字は東本願寺法主・大谷光暢の揮毫。開園以来の物故者は4085人(平成22年11月現在)

13 資料館通りの桜並木 開院以来、山桜、吉野桜、しだれ桜、彼岸桜、八重桜、河津桜など、緑化委員会や団体の寄附などで植えられた桜は1千本を超えているが、現在残っている桜は500本程である。資料館通りの吉野桜は昭和30年に入所者が植えたもので、幹回り3米を越す老木が何本もある。

14 さくら公園 元は入所者の畑だった所だが、平成4年資料館を建てる時返還してもらい、資料館側にあった樹木数十本を移植して、立川造園に依頼してさくら公園を造成した。花見の時期には地域の市民1万数千人が花見にくる。

15 矢嶋公園 昭和7年慶大医学部卒業、同年4月全生病院勤務、同年10月栗生楽泉園開園に向けて栗生へ転勤、14年医務課長、24年園長となる。昭和38年多磨全生園園長、51年名誉園長となる。退任の際の矢嶋良一先生の寄附金50万円をもとに募金活動を行い、矢嶋公園を造成した。勲二等瑞宝賞受賞

16 永代神社 昭和9年5月上棟式。伊勢神宮20年毎の造営の余材を払い下げてもらい、入院者、職員、篤志家の寄附金で購なう。宮大工石井某を中心に土盛り、木挽きなど全て入院者で造る。10年に鳥居、11年に玉垣をつくり完成。ご神体は伊勢大神宮、豊受大神宮、明治神宮の3体。

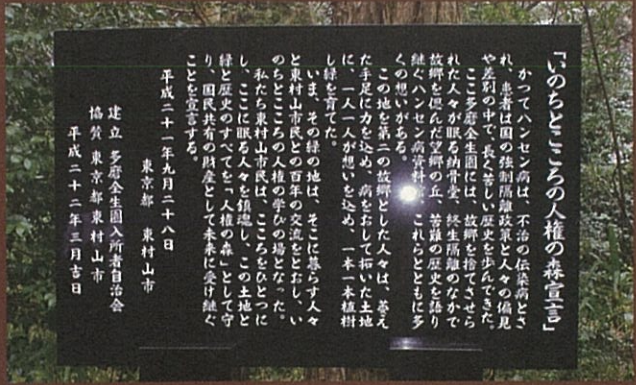
17 野球場 昭和18年、食糧不足のため野球場を耕地として馬鈴薯などを生産する。戦後21年野球場を復活し、全生野球協会のもと、各舎対抗野球大会なども行われてきた。昭和28年には早慶野球部の紅白戦も行われた。昭和40年以降は職員野球部が管理していたが、解散、今は外部のチームが利用している。

18 恩賜公園(楓公園) 1960(昭和35)年に、貞明皇后を偲び、楓の木を主とした公園を造成する。公園東側には目黒の慰魔園にあったつれづれの御歌碑が設置されている。

19 成田庭苑 成田稔先生は1955(昭和30)年から1993(平成5)年まで38年間、外科医長、副園長、園長として活躍、平成3年にはらい学会長、平成4年には多磨研究所長も併任。平成5年からはハンセン病資料館運営委員長、同21年からは国立ハンセン病資料館々長、長年の功績を讃え、平成6年5月顕彰碑を建立した。桜根賞、保健文化賞受賞。

20 林芳信胸像 1914年(大正3)年、内科医として就任。1931(昭和6)年、光田先生の後を受け園長となり昭和38年退職するまで50年間勤務された。「ハンサムな青年医師だ」の評判がたち、診療日には若い女性たちが仮病までつかい、診察に押しかけという。

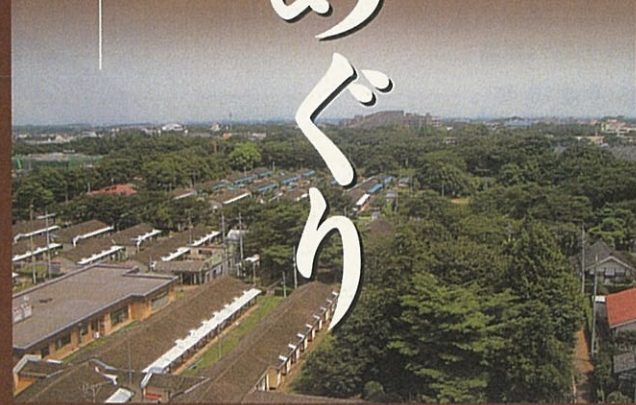
21 大西通り 大西基四夫先生は1941(昭和16)年より星塚敬愛園、奄美和光園、大島青松園の園長を経て、昭和52年多磨全生園園長となる。所長連盟会長として入所者の医療、看護、整備などの改善に尽力される。1991(平成3)年、名誉園長の功績を讃え大西通りの顕彰碑を建立する。



全生園の散歩道

人権の森と史蹟めぐり

緑の中に埋もれた歴史を
ゆつくり探してみませんか



発行:多磨全生園入所者自治会
〒189-0002 東京都東村山市青葉町4-1-10
TEL 042(393)9784 FAX 042(393)4465

緑化活動のあゆみ

- 1909(明治42)年9月28日
第1区府県立全生病院開設
- 1924(大正13)年
逃走を防ぐため、空濠堀り濠堤上にカラタチの木を植える
- 1925(大正14)年
築山(望郷の丘)完成
- 1940(昭和15)年
紀元2600年記念として、ケヤキ苗2600本を養生、院の周囲に植樹したが、その後防空壕用材や燃料のため伐材され、戦後再び植樹された。
- 1941(昭和16)年
全生病院が国立に移管、多磨全生園となる
- 1948(昭和23)年4月3日～5日
「園内緑化デー」、各宗団、自主団体、篤志家、園者一同より1万4240円の募金があり、吉野桜、山桜、彼岸桜、しだれ桜、八重桜、三ツ葉楓、アカシヤなど590本を植樹、緑化委員会設置
- 1960(昭和35)年2月
園周囲の柵の垣根を1.3メートルの高さに刈り込む
- 1971(昭和46)年
再建自治会に緑化委員会を再建
- 1982(昭和57)年
一人一木運動始まる
- 1983(昭和58)年
各県の寄贈で「県木の森」植樹
- 1983(昭和58)年3月
ポット苗4000本植樹、入所者、職員250人参加
- 1985(昭和60)年4月
「のしおり」発行
- 1989(平成1)年
NO²(二酸化窒素)測定始まる(以後毎年)
- 2001(平成13)年
「人権の森構想」で募金活動始まる
- 2002(平成14)年
自治会、東村山市当局が「人権の森構想」で厚労省へ要請
- 2003(平成15)年
男子独身舎(山吹舎)修復完成
- 2004(平成16)年
「望郷の丘」修復完成
- 2008(平成20)年
老朽化した全生学園を解体。記念碑建立
- 2009(平成21)年3月
東京の三弁護士会が、全生園の歴史的建造物等の施設、森林、緑地保全のための要望書を厚労省、東京都、東村山市に出す。
- 2010(平成22)年3月
「いのちとこころの人権の森宣言」碑建立

「全生園の人権の森と史蹟めぐり」の案内

東京都教育委員会指定近代和風建築

- 永代神社
- 旧図書館
- 旧山吹舎



所在地 東京都東村山市青葉町4-1-1
創立 1909(明治42)年9月28日
敷地面積 358,116㎡

平成25・26年度 将来構想検討委員会

	名 前	所 属	
1	佐 川 修	多磨全生園入所者自治会 会長	園 内
2	志 田 彊	多磨全生園入所者自治会 副会長	
3	寺 門 勝 雄	多磨全生園入所者自治会 総務担当	
4	水 澤 康 夫	多磨全生園入所者自治会 生活担当	
5	山 田 欣 作	多磨全生園入所者自治会 医療担当	
6	藤 田 謹 三	多磨全生園入所者自治会 経理担当	
7	大 島 万 竜	一般夫婦地区寮長代表	
8	佐 野 良 一	一般夫婦地区寮長代表	
9	小 林 幸 栄	独身地区寮長代表	
10	富 岡 克 行	独身地区寮長代表	
11	松 本 進	第1センター地区寮長代表	
12	平 沢 保 治	第1センター地区寮長代表	
13	志 村 実	第3東センター地区寮長代表	
14	小 林 保	第3東センター地区寮長代表	
15	青 木 侃	第3西センター地区寮長代表	
16	渥 美 やす子	第3西センター地区寮長代表	園 外
17	渡 部 尚	東村山市	
18	諸 田 壽一郎	東村山市	
19	渡 邊 静 男	東村山市緑を守る協議会	
20	折 笠 広 樹	東村山市緑を守る協議会	
21	細 渕 一 男	NPO東村山活き生きまちづくり	
22	澤 田 泉	NPO東村山活き生きまちづくり	
23	八重樫 信 之	ハンセン病首都圏市民の会	
24	酒 井 義 一	ハンセン病首都圏市民の会	
25	関 口 昭 八	東村山市身体障害者患者連絡協議会	
26	小 林 良 広	障害者と家族の生活と権利を守る都民連絡協議会	
27	市 橋 博	障害者と家族の生活と権利を守る都民連絡協議会	
28	河 邑 晶 子	三多摩肢体障害者連絡協議会	
29	亀 山 健 一	三多摩肢体障害者連絡協議会	
30	山 城 正 安	東日本退所者の会	
31	白 坂 昭 治	東日本退所者の会	
32	小 松 恭 子	全生園の明日をともに考える会	
33	佐々木 常 子	全生園の明日をともに考える会	
34	森 元 美代治	IDEA JAPAN	
35	柴 田 すい子	IDEA JAPAN	
36	石戸谷 伸 一	全医労全生園支部	
37	樋 口 律 子	全医労全生園支部	

東村山市史研究

第22号

2013

東村山ふるさと歴史館

「いのちとこころの人権の森宣言」を読む

～ハンセン病療養所を歴史遺産とする観点から～

黒尾 和久

はじめに

多磨全生園の納骨堂入口脇には、多磨全生園入所者自治会が、二〇一〇年三月六日に建立した石碑「いのちとこころの人権の森宣言」が置かれている。

文

論

この石碑は、園内の数あるモニュメントの中でも新しいものだが、そこに多磨全生園の創立百周年記念日にあたる二〇〇九年九月二十八日に公示された「東村山市民」の祈りにも似た約束の言葉が刻まれていて、多磨全生園入所者のみならず、私の勤務するハンセン病資料館にとっても意味があり、折に触

れて、その文言を思い出すようにしている。

宣言は、簡潔な五つの文で構成されている。

まず「かつてハンセン病は、不治の病とされ、患者は国の強制隔離政策と人々の偏見や差別の中で、長く苦しい歴史を歩んできた。」と書き起こされている。

次に「ここ多磨全生園には、故郷を捨てさせられた人々が眠る納骨堂、終生隔離のなかで故郷を偲んだ望郷の丘、苦難の歴史を語り継ぐハンセン病資料館、これらとともに多くの想いがある。」さらに「この地を第二の故郷とした人々は、萎えた手足に力を込め、病をおして拓いた土地に、一人一人が想

いを込め、一本一本植樹し緑を育てた。」と続く。そして「いま、その緑の地は、そこに暮らす人々と東村山市民との百年の交流をおし、いのちとこころの人権の学びの場となった。」と述べられ、「私たち東村山市民は、ここをひとつにし、ここに眠る人々を鎮魂し、この土地の緑と歴史のすべてを『人権の森』として守り、国民共有の財産として未来に受け継ぐことを宣言する。」という決意の言葉で結ばれている。

短文だが、この宣言には、多磨全生園が「そこに暮らす人々」と「東村山市民」にとって、どのような場所であったのか、これからどのような場所にするべきなのか、過去・現在・未来という時系列にそって、じっくり考えられるようなキーワードがちりばめられていて意義深い。

最初の三つの文は、ハンセン病患者と療養所に「暮らす人々」にとっての過去・現在の姿である。四番目の文は、「人々」と「東村山市民」にとっての過去・現在の姿、最後の文は、「東村山市民」にとっての未来の姿となるだろう。多磨全生園を「第

二の故郷とした人々」の願いを「東村山市民」が真摯に受け止め、その土地に刻まれた「記憶」とともに『人権の森』を歴史遺産として「未来に受け継ぐ」という理想が示されている。

一 碑文とハンセン病資料館

碑文において、ハンセン病資料館は、『人権の森』を構成する史跡・施設の一つとして、「この地を第二の故郷」として「暮らした人々」の「苦難の歴史を語り継ぐ」という重要な役割を与えられており、資料館の設置目的にもよく合致している。

一九九六年の「らい予防法」の廃止にさかのぼること三年、多磨全生園内に「高松宮記念ハンセン病資料館」として設立された時の設置目的は、一つ目が、被害の当事者であるハンセン病患者・回復者自身が苦難を生き抜いてきた証を残し、後世に伝えることであった。そして二つ目が、ハンセン病患者・回復者自身が、自分たちに対してなされたのと同じ過ちが社会にくり返されないように、非当事者に訴

えることであった。

当事者である元患者・回復者が自ら資料館を設立し、運営に直接関わり、人権侵害の被害事実や療養所で生き抜いてきた証を、博物館利用者（非当事者）に、展示のみならず、直接語りかけるところにも大きな特徴があり、それが説得力と資料館を訪れる人々の共感を生んできた。

現在、ハンセン病資料館には、全国一三ヶ所の療養所の資料室を代表する、国立の中央館の位置づけも与えられているが、多磨全生園内に設立された、地域に開かれ、地域に根ざす博物館であるという性格も色濃い。したがって、当事者の語りのターゲットは、自らと多磨全生園との関わりが具体的にイメージできる東村山市を中心とした近隣自治体に住む人々であったと思われる。この資料館活動も大きな布石の一つとなって、東村山市と多磨全生園自治会との交流が活発となり、相互理解も深まり、やがて『人権の森』構想へと結びついていったに違いない。

論

そして、二〇〇一年五月十一日のハンセン病国家

賠償請求訴訟の熊本地裁判決直後、原告側の勝訴を確定させた小泉純一郎首相（当時）による「ハンセン病問題の早期かつ全面的解決に向けての内閣総理大臣談話」の中に、「名誉回復及び福祉増進のため」の措置の具体例として「ハンセン病資料館の充実」が盛り込まれ、資料館の三つ目の設置目的として、誤った政策により引き起こしたハンセン病患者・回復者の被害に対する国の補償である名誉回復を實踐することが新たに加わった。二〇〇九年四月に施行された「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」の第十八条にも「ハンセン病患者であった者等の名誉の回復を図るため、国立のハンセン病資料館」を設置することが明文化されている。

既述のようにハンセン病資料館は、もともと被害の当事者が自ら記憶をつむぎ、それを後世に伝える目的で設立された。常設展示室をもち、情報公開することを前提とする博物館施設として開館した時点で、被害者の「想い」を伝える対象は、すでに当事者のみに閉じられることなく、広く非当事者が含まれることになっていたが、そうした理念と方向性を

もつ資料館運営を、国が責任をもって財政的に支えることが、被害者の「名誉回復」の問題に関連づけられて、資料館活動の目的に加えられたことが非常に重要である。

熊本地裁判決後、資料館は「国立ハンセン病資料館」としてリニューアルすることになり、専門職員である学芸員もそれを機会に採用されることになった。現時点で資料館に学芸員は五人在籍しているが、もちろん被害の当事者ではない。そのため資料館で仕事を始めた当初から学芸スタッフは、当事者の人生を非当事者が展示表象する居心地の悪さ、違和感を自覚し、その矛盾にどう対処すべきなのか悩んできた。

しかし、そもそも非当事者には、当事者のつむぐ被害の記憶に真摯に耳を傾け、想像力を研ぎ澄まして記録し、同時に非当事者である私たちの加害の記憶をも愚直につむいでいくこと以外に、この問題にコミットする方法はないように思われる。ゆえに資料館学芸員は、高松宮時代からの元患者・回復者が掲げた二つの目的を頑なに護りつつ、被害者への謝

罪・補償・名誉回復を約束して三つ目の目的を加えた国の良心を信じ、今後資料館での仕事を行っていくことになるだろう。

翻ってみるならば、碑文冒頭の「かつてハンセン病は、不治の伝染病とされ、患者は国の強制隔離政策と人々の偏見や差別の中で、長く苦しい歴史を歩んできた」という一文は、加害記憶が、誤った隔離政策を行ってきた「国」だけでなく、偏見や差別を行ってきた「人々」にもつむがれる必要があることを示唆している。この観点に立つことは案外に重要だと考える。学芸員のみならず、資料館利用者の過半を占める人々の立ち位置も、じつは加害の淵にあると自覚すべきではないだろうか。

おそらく『人権の森』という理想郷は、ハンセン病に関連の歴史遺産や史跡にまつわる当事者の被害記憶と、非当事者の加害記憶が一体となり、次世代に継承されることによって初めて実現する。被害者の「想い」をくみ、その名誉回復の達成を願い、支援することによって、加害者に連なる非当事者の名誉回復も達成されると考えるべきだろう。

碑文は、「私たち東村山市民は、ここをひとつにし、ここに眠る人々を鎮魂し、この土地と緑と歴史のすべてを『人権の森』として守り、国民共有の財産として未来に受け継ぐことを宣言する」と結ばれている。理想の実現は、「東村山市民」のみならず、たとえば資料館学芸員も含めた多くの非当事者（すなわち「私たち」）に自らの立ち位置が十分自覚されて、「ここをひとつに」しなければ成しえない。

二 私たちに委ねられる『人権の森』構想

ところで、碑文を読まれた方の中には、現状の多磨全生園が、「東村山市民」の「いのちとところの人権の学び場」として十分に機能しているのだろうかという疑問に思う方も居るだろう。確かにそうかもしれない。しかし、碑文の四・五番目の文について、そこに書かれている内容の積極性について、まずは達成目標としての評価を与えるべきだと思う。

その上で、「故郷を捨てさせられ」「この地を第二

の故郷とし」「ここに眠る人々」「暮らす人々」の「想い」につながる『人権の森』構想の実現が、「私たち」に委ねられつつあると考えなければならぬ。当然のことながら、「東村山市民との百年の交流」の実態についても具体的に明らかにしていく検証作業もまた同時に必要になるに違いない。

右に記したような被害にあった当事者の「想い」を、非当事者である「私たち」の責任において「未来」に引き継がなければならないという認識は、ハンセン病療養所のおかれている現状を知ることによって、より理解しやすくなるのではないだろうか。

多磨全生園は、多いときには一三〇〇人以上の入所者の生活の場であった。しかしながら、現在では二五〇人弱までに入所者数は減じている。そして、入所者の平均年齢は八二歳をこえており、療養所はまさに超高齢化社会を先取りした状況を呈している。

戦後すぐに、ハンセン病は治療可能な病となったが、隔離政策は継続され、高度経済成長期に至る

と、医療環境・生活環境が格段に向上した日本社会では、新しいハンセン病患者もほとんど発生しなくなかった。さらには、結婚は許されたが子供をもつことを許されなかった入所者には、二世三世が居ない。

故郷との縁も絶たれたまま、療養所を「第二の故郷」として「暮らす人々」は、その中で年齢を重ねてきたのである。もう残された時間がない。「病をおして拓いた土地に、一人一人が想いを込め、一本一本植樹し緑を育てた」「緑の地」を「いのちとこころの人權の学びの場」とするという願いをかなえるのは、「私たち」であると考えるのがごく自然であると思う。

全国各地の国立ハンセン病療養所も、多磨全生園とほぼ同じような状況下にあるといつてよい。当事者運動を戦後六〇余年間にわたり牽引してきた全国ハンセン病療養所入所者協議会は、現在、最後の力を振り絞って療養所の将来構想を巡る真剣な議論を展開し、統一交渉団（全国ハンセン病療養所入所者協議会、全国ハンセン病国賠訴訟原告団協議会、全

国ハンセン病国賠訴訟弁護団連絡会）も、国を相手に様々な要求を行っている。

その議論・交渉の経過をみてゆくと、被害者への補償、名誉回復事業のひとつとして、国立ハンセン病療養所を人權侵害の記憶を継承する歴史遺産と位置づけ、各園の史跡を整備し、その中に人權教育、調査・研究拠点としての博物館施設を設置してほしいという声が年々大きくなっているように窺える。ハンセン病療養所を国の責任において歴史遺産として位置づけようという動きは、熊本地裁判決の直後から認められているが、昨今その主張に切実さが増している。

三 国によるハンセン病療養所の

歴史保存の議論の経緯

そこで、ハンセン病療養所に関する歴史保存の議論の経緯についてかいつまんでみることにしよう。ハンセン病資料館との関わりも少なからず認められる。

強く求めた。

ほぼ同時期、小泉首相談話を受けて、厚生労働省は、「ハンセン病患者に対する隔離施策が長期間にわたって続けられた原因、それによる人權侵害の実態について、医学的背景、社会的背景、ハンセン病療養所における処置「らい予防法」などの法令等、多方面から科学的、歴史的に検証」を行うことを目的とする「ハンセン病問題に関する検証会議」を設置、海外調査を含めた二年半に及ぶ調査事業を行った。最終報告書は二〇〇五年三月一日に厚生労働大臣に提出され、「再発防止のため提言」の「第八」として「資料の保存・開示等」が盛り込まれている。その趣旨は「ハンセン病患者・家族・回復者への差別・偏見は誤った国策によるものであるが、単に国だけの責任に帰することはできない。実際の隔離の実務を担ったのは、自治体であり、患者を地域から排除したのは国民であった。今後、このような人權侵害の再発を防止するためには、国の責任とともに、自治体の責任、国民の責任についても究明していかなければならない。そうした際、厚生労働省

まず二〇〇一年の熊本地裁の判決後、統一交渉団は、厚生労働省に対し、国立ハンセン病療養所に残る歴史的建造物等の保存・復元や資料保存の要求を始め、二〇〇二年六月までに各療養所における建造物・資料の保存状態と保存要望について厚生労働省に資料を提出した。厚生労働省は、この提出資料をもとに、健康局疾病対策課においた「ハンセン病資料館拡充にかかる基本計画策定委員会」で、二〇〇三年一〇月から翌年四月まで現地調査を実施、五月に報告書を取りまとめた。

また厚生労働省は、二〇〇二年五月にハンセン病資料館の拡充のために「ハンセン病資料館施設整備等検討懇談会」を設置し、同懇談会は年内に中間報告をまとめて、「過去の経緯に鑑み、多磨全生園内にある高松宮記念ハンセン病資料館の充実を図ることが望ましい。今後、多磨全生園以外の各施設については、それぞれの実情に応じた資料の保存のための措置が講じられるべきである」と報告書に記し、高松宮記念ハンセン病資料館を拡充する方針を提言するとともに、各療養所における資料保存の措置を

をはじめとする国の機関、自治体、ハンセン病療養所、ハンセン病療養所入所者自治会などに所蔵されている資料の活用は不可欠となる。国レベルから地域レベルまで視野を入れた隔離政策の真相究明を進め、その成果を再発防止のための社会啓発に反映していくことが望まれる。誤った強制隔離政策を象徴するような施設等について歴史的保存を図り、公開に努めること等も再発防止という観点から見て重要な課題のひとつといえよう」と説明されている。

その後、二〇〇九年四月に施行された「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」（通称「ハンセン病問題基本法」）の第十八条には、「ハンセン病患者であった者等の名誉回復」を目的として、「ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する正しい知識の普及啓発その他必要な措置を講ずる」ことを国に義務づけ、その具体的な施策として、「国立のハンセン病資料館の設置」とともに、「歴史的建造物の保存等」を行うことが明記されている。

このように熊本地裁判決後、厚生労働省が機会に応じて招集した検討会・懇談会において、そして法

律において、再発防止そして被害者の名誉回復という観点から、国立のハンセン病資料館を整備すること、日本におけるハンセン病政策を象徴するような歴史的建造物の保存等の必要性があること、その事業が国および地方公共団体の責務として行われることが再三確認されてきたといえるだろう。

そのうえで、歴史的建造物の保存等の事業は、具体的にどのように進展してきたかを、国と統一交渉団が毎年取り交わす「ハンセン病対策協議会における確認事項」等を参照していくと、とくに栗生楽泉園の敷地内にあった「特別病室」、いわゆる重監房の復元・保存が優先されてきたことが判る。

「平成一九年度ハンセン病対策協議会における確認事項」（二〇〇八年三月二六日）には、「歴史的建造物・資料の保存復元等については、重監房を優先課題として取り上げ、平成二〇年度を目途に調査検討する場を設ける。また検討に必要な調査または準備については、統一交渉団と協議しながら、直ちに着手できるよう努める」と記されているし、「平成二〇年度ハンセン病問題対策協議会の確認事項」

（二〇〇八年二月二六日）には、「重監房復元、重監房跡地及び各療養所の歴史的建造物・資料の保存については、国の責任で行うこととし、具体的な実現の方法について検討する場を設ける」と記されている。

さらに二〇〇九年から一二年にかけて、「具体的な実現の方法について検討する場」として重監房ワーキンググループが組織されて、一〇回にわたり重監房の保存・復元方針についての協議・検討が行われた。その結果を厚生労働省は、二〇一二年五月一五日に「ハンセン病資料館運営企画検討会」の下に組織した「歴史建造物等保存検討作業部会」において重監房の復元ブースを含めた「重監房資料館」の基本計画案として提出、二〇一三年度中の開館を目指すことを明らかにした。

一方、各療養所における歴史建造物等の保全についてであるが、対策協議会での確認事項に基づいて、二〇〇八年二月五日に開催された第三回「ハンセン病資料館等運営企画検討会」において、同検討会の下に既述の作業部会を組織し、約二年間で、

国内のハンセン病療養所にある歴史的建造物や資料について保存・復元等の可能性及びその後の維持管理等を様々な点から判ずるために必要な調査を行うことが提案された。

二〇〇九年三月一日に第一回作業部会が招集され、その後、部会のメンバーにより、国内のハンセン病療養所の歴史的建造物等の調査・検討が行われた。ところが、その調査観点が、建築史的にみて価値を有する建物か否かに重点がおかれ、ハンセン病政策の歴史・実態を後世に伝える建物としての意義が軽視されてしまった。結果として保存対象の候補と挙げられた建造物が極めて限定されてしまったことで、各療養所の入所者からの批判が相次ぎ、厚生省の姿勢自体が問われる事態を招いた。要するに当事者の「想い」を大事にしない非当事者の調査姿勢が問題視されたのである。

結局、この作業部会の報告書は公表されることはなく、その後、歴史的建造物等の保存に関する検討は停滞することになる。そこで二〇一二年六月二二日に開催されたハンセン病問題対策協議会におい

て、改めて統一交渉団は、入所者がいなくなったあとのハンセン病療養所を、「負の遺産」として後世に残すことを、最重要課題のひとつとして統一要求書に掲げて、厚生労働省に回答を迫った。

これに対し、厚生労働省は、各療養所の歴史的建造物等保存事業について、ハンセン病資料館運営企画検討会下に組織した作業部会を解散して、新たに健康局長が招集する「歴史的建造物の保存等検討会」を立ち上げ、各療養所における歴史的建造物の保存・活用について検討することを約束した。この約束に基づき、九月十八日に第一回検討会が開催されて、同検討会では、各療養所入所者の意見を聴く代表者ヒアリングを実施した上で、歴史的建造物保存等に関する「基本的な考え方」を取りまとめること等が決定した。

懸案であった重監房の保存・復元事業に進展がみられたこともあったのだろうが、ようやく国の責任においてハンセン病療養所に残る歴史的建造物等の保存についての本格的検討の準備が整った。

四 『人権の森』構想の先見性

各療養所における歴史的建造物の保存・活用についての具体的検討がスタートラインにいたが、すでに熊本地裁判決から一年の時間が経過していることになる。これから各園の代表者からのヒアリングを実施するというのだから遅きに失した感もあるのだが、歴史建造物の保存・活用に関しては、療養所ごとに取り組みの内容にばらつきはあるが、それぞれの努力と関心で行われてきた経緯がある。

その意味において、多磨全生園入所者自治会の取り組みは、『人権の森』構想に結実していることに端的に示されているように、大きなアドバンテージがあると言えるだろう。「歴史建造物の保存等検討委員会」のヒアリングにも『人権の森』構想をもつて応え、実現のための要求（特に財政的なもの）を行えばよいということになる。

論 文
碑文に記された「故郷を捨てさせられた人々が眠る納骨堂、終生隔離のなかで故郷を偲んだ望郷の



写真1 「望郷の丘」 筆者撮影

丘（写真1）は、園内で確実に保存されなければならない建造物・構築物であることは疑いない。また、いくつかの療養所では、「苦難の歴史を語り継ぐ」ための資料館・歴史館づくり、また既存施設への専門職員の採用や増員が現状での大きな課題となっているが、多磨全生園においては、「らい予防法」廃止以前に開館した高松宮記念ハンセン病資料館からの伝統を受け継ぎ、熊本地裁判決後の交渉の結果、国立館としてリニューアルされたハンセン病資料館がすでに啓発拠点として整備されている。

さらに碑文には、多磨全生園には、歴史的建造物・構築物やモニュメント「とともに多くの想いがある。」と記していることも留意しておかなければなるまい。入所者自治会が配布している「全生園の隠れた史跡」マップには、大小の可視的なモニュメントのみならず、地上には痕跡をとどめてはいないが、かつてこのような建物・施設があった場所、あるいは、かつてこのような事件・出来事があった場所なども「史跡」としてエントリーされている。そのような地点は、言うなれば当事者の「想い」の宿

る「記憶の場」だと言わなければなるまい。その「場所」に結びつけて、継承されるべき物語（＝こと）があるということが重要なのである。

そのような「記憶の場」までを「史跡」と認定していくと考えていく場合に、多磨全生園には、またひとつ有利な情報がある。じつは、「想い」が込められている園内の数々の「史跡」は、碑文に記された「萎えた手足に力を込め、病をおして拓いた土地に、一人一人が想いを込め、一本一本植樹し緑を育てた」「緑の地」の中にあるからである。植樹された木々「一本一本」にも「想い」が込められ、それらがやがて大きく育ち森となり、数々の「史跡」は、その森に護られるように、その中に分布している。それこそが『人権の森』の構造である。森に護られた「史跡」群と言つてよい。まさに聖域である。

そして「多くの想い」のつまった「史跡」と「想い」を込めて植樹し、木々を育てた「緑の地」を時間をかけて創ってきたのは、ほかならぬ多磨全生園の入所者である。その価値を認め、非当事者として

の立ち位置を自覚し、「ここをひとつにし、ここに眠る人々を鎮魂し、この土地の緑と歴史のすべてを『人権の森』として守り、国民共有の財産として未来に受け継ぐことを宣言」したのが、碑文にも示されたように東村山市民だということになる。

歴史的建造物保存等検討会では、資料保存に関する「基本的な考え方」を、各療養所の代表者からのヒアリングを得たうえで、取りまとめる段取りとなっている。建築史的に意味のある建造物のみを保存対象にしようとしたために、各園入所者の反発をかった作業部会の失敗の経験を検討対象に含めて、「基本的な考え方」はまとめられるべきであろう。その際に『人権の森』構想の理念と内容が大いに参考になるに違いない。

五 歴史遺産の調査・研究

〈考古学的手法の可能性〉

ハンセン病療養所における歴史遺産の保全は、碑

文に示されているように、可視的な建造物・構造物のみならず、当事者の「多くの想い」に目配りをして行わなければならないであろう。多磨全生園の「史跡」の中には、地上には何の痕跡もとどめていないような「記憶の場」が数多く存在することで明らかであるが、ハンセン病療養所の「史跡」には、直ちに歴史的建造物・構造物として保存・活用ができるものは、案外に限定される存在になるのかもしれない。

しかしその一方で、現在は「史跡」として認定されていないが、近い将来は、「史跡」として認定されて、保存・活用されるべきものが、地中に埋没している可能性についても十分に意識しておく必要がある。

ハンセン病資料館では、二〇〇九年に企画展『隔離の百年』を開催し、一九〇九年に五ヶ所の公立癩療養所ができる過程、その直後の様子に関する資料を収集・展示した。

論

その準備過程で、多磨全生園に関しても調査を行ったが、資料館が所蔵する入所者の生活資料や園

内の歴史的建造物は、古くても一九三〇年代の所産であり、全生病院として開設された草創期まで遡るものは皆無であるという事実気づかされた。他方で古老と言うにふさわしい「語り部」も戦時中の入所であり、開設当初の療養所の様子を当事者から聞き取ることもできない状況にあった。一〇〇年の経年によって、療養所草創期の情報は痕跡化、記憶の風化を進めていることを理解した。

しかし、その様な資料の残存状況を確認したうえで、あえて注目したのが、開設当初の全生病院を象徴する構築物であり、患者の療養・生活地区を囲んだ「堀・土塁」である（次ページ写真2）。中世の城館を彷彿させる規模の、内側と外側をへだてる、まさに隔離を象徴する要害と言うに相応しい施設が造られた理由は、当時の病院責任者・光田健輔によつて「第一に患者の逃亡を防ぐため 第二に伝染地区と非伝染地区を嚴重に分けるため 第三に外部からの襲撃に備えるため」と説明されている。

そこに「外部からの襲撃に備える」ことが記されたのは、周知のように東京近郊の「癩病院」候補地



写真2 「患者地区」を囲った「堀・土塁」
国立ハンセン病資料館所蔵写真



写真3 「望郷の丘」と称されることになる築山
国立ハンセン病資料館所蔵写真

文 論

は、住民の激しい反対で二転三転、ようやく建設地に決定した東村山では、誘致を容認した村長を近隣住人が襲撃する事件にまで発展していたからであった。碑文に書かれた「百年の交流」の、ごく草創期における具体的有り様を示す事件である。

ところが、このように明確な意図をもって敷設された「堀・土塁」も、全生病院が敷地拡張期を迎えた一九二〇年代には、一部を除いて、崩され埋められて、外界との遮蔽物は「柵の垣根」へと転じた。ちょうど後に「望郷の丘」と称されることになる築山（写真3）が構築されるのも、その時期にあたる。「望郷の丘」が、多くの入所者の「想い」を集める「記憶の場」として揺るぎない存在になっていくのと入れ替わるように、「堀・土塁」の記憶は薄れ、やがて忘却されていった。現在、「堀・土塁」をセットで確認できる場所がわずかに竹藪に埋もれてひっそりと残されている（写真4）。じつは、現状で視認できる全生病院の開設当初まで遡る確実な構築物は、この「堀・土塁」以外にはないと思われる。その意味において、非常に貴重な遺構なのであ



写真4 現在確認できる「堀・土塁」 筆者撮影

るが、「史跡」としての認知度は低い。

そこで多磨全生園の開設一〇〇年の節目に、「隔離」の動かざる証拠として「堀」を蘇らせる発掘調査を企画した。崩壊してしまった「土塁」は確認できないが、埋められた「堀」は、考古学的手法を採用すれば、復元可能になるからである。

しかしながら、療養所内の発掘調査という前代未聞の提案に、関係部署は困惑し、調整は難航、結局実現することはできなかった。しかし、今でも時機が到来したら実行する価値のある企画だと考えている。企画展期間中に全生病院に築かれた「堀・土塁」の存在を周知する研究集会を開催し、その記録は、国立ハンセン病資料館ブックレット1『隔離の記憶を掘る』全生病院「患者地区」を囲んだ「堀・土塁」(二〇一〇年)にまとめた。

ハンセン病療養所で発掘調査なんて、と思われる方がいるかもしれない。しかし、考古学で行う発掘調査とは、対象となる土地の利用履歴を明らかにする方法である。考古学というと原始・古代など文献資料の残らない大昔を対象にした学問だと誤解され

がちだが、人類の活動痕跡が残されている限り、原則的に調査対象にならない過去はない。当然、ハンセン病療養所が存在した、私たちに最も身近な過去(近代・現代)も調査対象に含まれる。

もちろん、行政的に「遺跡」として周知されているのは、東村山市をみても「旧石器時代から古代」が主となっている。「中世」になるとその数を減じ、「近世」にいたっては、東村山市域では下宅部遺跡が例外的に知られているにすぎない。そして市域に「近代・現代」の遺跡はない。しかしながら、同時に市域の近代・現代が無人の荒野であったわけでもない。現行の文化財保護法で「近代・現代」の土地利用・生活痕跡は埋蔵文化財とは見なされないために、「遺跡」として登録されないにすぎないのである。

多磨全生園の敷地は、療養所の開設以前は、広大な武蔵野の雑木林(ハヤシ)の一部にあたり、しかも河川や湧水点からも離れていたために原始人も古代人も居住地として選ばなかった。そのために東村山市の遺跡地図をみても「周知の遺跡」の範囲外と

なっている。

ところが、この場所は、二〇世紀初頭以来ハンセン病患者の生活の場としての歴史を土地に刻んできた。したがって、直近の一〇〇年は継続的な土地への働きかけ(遺構として検出可能)、生活廃棄物の投棄(遺物として検出可能)が様々に行われて、考古学的調査の対象として好適地になっていると言えるのである。

全生病院「患者地区」を囲んだ「堀」は、まさに草創期の療養所が隔離施設であったことを示す貴重な物証(遺構)だといえるし、園内各地で確認されているゴミ穴を調査することによって、草創期に使用された生活用具や医療器具などを遺物として手に入れることも可能であろう。陶磁器片・ガラス片・瓦片・金属片など、単なるゴミだと認識してしまえばそれまでだが、多磨全生園内で採集できる二〇世紀代の陶磁器片・ガラス片などは、「この地を第二の故郷とした人々」の生きた証(遺物)に他ならないのである。

じつは、考古学的手法は、今、栗生楽泉園内の重

監房の復元にも一役買おうとしている。既述の通りに楽泉園内には、重監房資料館の建設が予定されていて、その展示室内に実物大の独房が復元される予定である。しかしながら、復元作業の基礎情報となるはずの肝心の建物設計図あるいは建築部材に関するデータが何一つ伝わっていない。それどころか外観が判る鮮明な写真一枚も残されていない。そのような状況下で、復元展示が行われることだけが決定している。かなり無茶な話なのであるが、事実には忠実な復元を目指すための最後の方便として、建築部材や調度品、あるいは収監者ゆかりの遺品の獲得をめざして重監房跡地の考古学的調査が予定されているのである。二〇一二年度内の発掘報告終了が目指されていて、かなり日程的には厳しい状況になったが、重監房資料館の成否は、この発掘調査の結果に大きく左右されると言い得るかもしれない。

重監房跡地の発掘調査が成果をあげたならば、今後、各地のハンセン病療養所においても、歴史的建造物の保存・活用に関して、考古学的手法の導入が試みられる可能性もでてくるであろう。防空壕や待

避壕などは発掘対象として適しているであろうし、火葬場などの基礎の検出なども可能になる。長島愛生園にみられる大半を埋め立てられた監禁室なども、将来的に発掘調査対象として選定される可能性がないとはいえない。

先に記したような多磨全生園内の「記憶の場」についても、場所によっては、「想い」に関連する情報、地下遺構として、地中に埋没した遺物として見いだせる可能性はある。それらは「記憶の場」と「想い」を確かにつなぐ物証となるに違いない。

今後、ハンセン病療養所の歴史遺産の保全のための調査研究に考古学的手法も、一定の役割を担えるとは考えている。「多磨全生園には、故郷を捨てさせられた人々が眠る納骨堂、終生隔離のなかで故郷を偲んだ望郷の丘、苦難の歴史を語り継ぐハンセン病資料館、これらとともに多くの想いがある。」と碑文には刻まれている。「多くの想い」が込められた「記憶の場」を確たるものとする方便として、考古学的手法は役にたつ。「記憶の場」に遺された「想い」を掘り起こす発掘調査を「東村山市民」と

「そこに暮らす人々」が「心をひとつにし」て実現していくことも、「ここに眠る人々を鎮魂し、この土地の緑と歴史のすべてを『人権の森』として守り、国民共有の財産として未来に受け継ぐこと」に大きく寄与すると信じる。

おわりに、改めて構想の実現には、

「いのちとところの人権の森宣言」の碑文について考えを巡らせていくと、なぜか二〇〇九年の春、学芸課着任の祝いをしようと誘ってくれた友人に、居酒屋のカウンターで唐突に、「おまえ、そこに勤めて大丈夫なのか？」と聞かれたことを思い出す。何を心配してくれるのか、真意を量りかねた私は、「何でそんなことを聞くのか？」と逆に問い質してみた。すると「療養所なんだろ。病人が居るんだろ。つまり、なんだな、ハンセン病は伝染病なんだろ……」と口ごもる。ようやく判った。彼は私に「ハンセン病に感染するリスクはないのか？」と尋ねたかったのである。

ハンセン病問題とおそらく全く無縁な彼であったが、私がハンセン病資料館に就職したことで、この問題が彼なりに身近なものとして立ち上がったのかもしれない。彼は病氣や医療に関する自らの知識を総動員したうえで、「大丈夫なのか？」という質問を、私への好意の表れとして発したのであった。

私は若干困惑した。後でハンセン病療養所について知らなかった人が、その存在に触れたとき、十分な情報がないために、彼同様に療養所には、未だ感染するハンセン病の方が入院していると誤解してしまうようなことは、少なくないのかもしれないとも思ったが、その時は、「皆さん、すべてハンセン病の元患者・回復者。とうの昔に完治し、第三者が感染するリスクはゼロ。だから大丈夫」と応えた。

すると彼は「ふーん、そうなんだ」と言いながらも、なおも納得がいかなげ様子である。しばらくして、今度は「完治しているならば変じゃないか。何で皆さん療養所から退院しないんだ？」と真顔で言う。黙って見つめ返す私に「新型インフルエンザも結核も、隔離されても退院するだろ」と続けた。

あ、なるほどと思い、「普通はそうだろうね」と相づちをうち、「病氣が治っている人が、なぜ社会復帰できなかったのか？」そこにハンセン病の問題の難しさがあるのかもね」と応えて、重ねて彼に「おい、なぜだと思う？」と質し、しばらく議論を続けた。資料館に勤務したばかりの私は、にわか勉強の成果をまくし立てたのだと思う。

あれから四年が経った今ならば、多少の経験も積んだので、彼の「なぜ病氣が治っているのに退院しないのか？」という問いに対して、「君の疑問に、君自身が自分なりの答えを見つけられる学びの場としてハンセン病資料館がある」であるとか、「いのちとところの人権の学びの場として多磨全生園がある、一度フィールドワークをすると良い」などと応えることができるかもしれない。

資料館に勤めてから、近代日本のハンセン病政策の問題点は、医療ではなく、行政措置に過ぎなかったこと、「遺伝病ではない」と啓発はしたが不十分で、一方で「恐ろしい伝染病」だから「隔離」が必要と強調したあまり、国民の間では「遺伝する伝染

病」といった奇怪な二重病観が形成されて、患者とその家族を苦しめることになったこと、すべての患者を社会から排除し、切り離し、療養所に隔離し、そこで生きることのみを許し、患者が死ぬことを待ったこと、それは、ハンセン病という病気ではなく、ハンセン病になった人を憎み撲滅しようとした措置であったこと等々を学んだ。

四年前に彼に発した「病気が治っている人が、なぜ社会復帰できなかったのか？」という問いを改めて自らに向けてみるときに、国や地方自治体、医療従事者、司法関係者の加害責任のみならず、国や自治体の政策を支え、ハンセン病患者を絶対隔離の施設に追いやり、その後、療養所のみで生きることを経験された彼らをその後忘却しようとした「私たち」の加害責任もしっかりと見据えなければならぬと、やはり思う。人はなぜそのようなことができるのか、してしまうのかと。

この問いに答えを得るには、碑文冒頭の「患者は国の強制隔離政策と人々の偏見や差別の中で、長く苦しい歴史を歩んできた。」の意味するところを、

「私たち」の加害者としての立ち位置を踏まえたうえで、しっかり引き受ける必要がある。「私たち」が加害者としての歴史認識を空洞化させたままでは、「ここをひとつにし、ここに眠る人々を鎮魂し、この土地の緑と歴史のすべてを『人權の森』として守り、国民共有の財産として未来に受け継ぐこと」はできないように思う。

『人權の森』構想を実現するには、碑文に記された元患者・回復者の「想い」に共感し、ハンセン病療養所と「私たち」、元患者・回復者と「私たち」の「百年の交流」の事実（それは当事者には「苦難の歴史」として記憶されている）を記録し、「私たち」の記憶として再構成する仕事が必要になるだろう。

「苦難の歴史を語り継ぐ」仕事を行うハンセン病資料館に勤務する者として、一人でも多くの歴史認識を同じくする仲間とつながり、「ここをひとつ」にして、「いのちとところの人權の森宣言」の理念の実現のための道程を一步一步進んでゆきたい。

（国立ハンセン病資料館学芸課長）